

(二三七九) 裁判所
又ハ則チ長ハ経験ニ
タル者ヲ要スルカ故ニ二年ノ勞二期ニ對シ再
選セラルルベシ然レ氏一年ヲ經過シタル後チ二
非オレバ再選セラルル、一ヲ得又判事補ニ就テ
モ亦同シ(勞五十六條第二項) 得又判事補ニ就テ
(二三八〇) 現任判事モ亦一年ヲ經過シタル後
チ一ニ非カレハ判事又ハ判事補ニ再選セラルル、
一ヲ得又(勞五十六條末項) 後チ判事補ヲ再選
法律ニ於テハ二年ノ期限ノ後チ判事補ヲ再選
人ハ一ヲ妨ケズ則チ勞五十六條ハ裁判所長副
所長及ヒ現任判事ノ一ノ事ヲ掲ケ却テ其無能
力ハ狹隘ノ權利ニ屬セリ又千八百八年ノ商法
第六百二十三條ニ付キ議法院カ其意見書ニ論

之タニカ如ク教多ノ都府ニ於テ商事裁判官ヲ
選出スルハ至難ノ事ニシテ一年ヲ經過スルニ
非カレハ判事補ヲ再選スルニ許サズルニ至
テハ一層之困難ヲ添フニ至ルヘシ
二三八一 一層之困難ヲ添フニ至ルヘシ
裁判所ノ裁判官任命セラルルハ其期限満ツルト
虽モ罷免セラルル以上ハ尙ホ其職ニ止ムル
下ヲ得此説ハ即チ公益上裁判ノ執行ヲ中止セ
サルヲ要スルノ主旨ニ基キタルモノト謂フヘ
新定ノ裁判所構成法ニ依ルハ白耳義ニ於テハ
既ニ此等ノ困難ノ生出スルチ力ハ反對
ノ場合ニ於テハ大審院ノ引証セリ勢力アリ論

副所長ヲ有セザル商事裁判所ハ一局ノ
副所長ヲ有セザル商事裁判所ハ一局ノ
置ケル副所長ヲ有セザル商事裁判所ハ一局ノ

裁判所ニ於テ一時事務ノ須要ナレバ
權上又ハ控訴院ノ命令ニ依リ其ノ指命又ハ
判事及ヒ判事補ヲ以テ臨時一局ヲ組織スベシ

第六十條
審問事務ニ於ケル委員又ハ家賃分
散事件ニ於ケル委員ト共ニ指定
セラルルハ得ベシ
第十二條 商事裁判所ニ出訴シ得ベキ

者
第六十一條

訟廷ニ現席スル對手人ノ一方カ許容セザル
申又ハ召喚狀ノ原本或ハ副本ノ未ニ於テ付
与セラルルハ特別ノ委任狀ヲ携帶セザル
ハ商事裁判所ニ於テ他ノ一方ニ對シ出訴又
ル得又

要旨
第四十一條ノ理由

二三八四註釈
普通法ノ例外ニ於テ第六十一條カ

出廷喚狀ノ原本又ハ副本ノ未ニ於テ付
召喚狀ノ原本又ハ副本ノ未ニ於テ付
出廷喚狀ノ原本又ハ副本ノ未ニ於テ付

付与スルコトヲ許シタルハ即チ費用ヲ省畧スルノ目的ニ出テタルモノナリ概シテ同一ノ印命上ニハ救多ノ契約事項ヲ記載スルヲ能ハサ
ルモノトス

第六十二条

左ニ記載シタル者ハ委任代理者トシテ出訴
スルヲ得ル

一 代理人

二 代書人

三 各事件ニ付キ裁判所ヨリ特ニ認可セ
ラレタル者

要旨

二三八条
ラハツ氏報告書ノ抜萃

二三八条
註釈
比較
第六十二條
商法第六百二十七

二三八条
氏ノ為ニ見ル代議士院ノ名義ヲ以テラハツ
タルヲ見ル代書人ノ外ニ代理者ハ各事件ニ

代官人及ヒ代書人ノ外ニ代理者ハ各事件ニ
付キ特ニ裁判所ヨリ認可シタルハ各事件ニ付

ハ善良ナル如ク其認可ハ各事件ニ付
キ特別ニ付与セラルルモノナリハ商事裁判

所ハ隣國則チ佛國ニ於テ實際行ハルハ如ク
常設ノ特權ヲ有スル職務ニ於テハ裁判所付
爲吏ノ一種ト爲ラザルニ又一方ヨリ論又

ル片ハ其認可ハ名譽ヲ汚シタル者ヲ裁判所
ノ欄外ニ遠カリルコトヲ裁判所ニ許スモノ
ニ己テ何人モ之ヲ除クノ権利ナキ者ヲ出廷
セシメタルコトヲ得ルナリ
二三八六) 千八百八一年ノ商法第六百二十七条
ニハ商事裁判所ニ出訴スルヲ得ヘキ特別ノ条
件ヲ毫毛定メタルハ佛朗西ニ於テハ商事裁
判所ノ多救ハ特別ニ信用アル者若テ負テ定メ以
テ之ニ被認可者ノ名義ヲ付与スルノ通常此准許
原被告人カ其代理者ヲ選定スルノ
ヲ受ケタル者ニ於テスルハ
現行法律ノ第六十二條ニ依リハ代理人及ヒ代
書人ハ其訴訟本日ヨリ第六十一條ニ記載スル

ル委任又ハ特別ノ權利ヲ受クルヲ俟テ商事裁
判所ニ出訴スルヲ当然許可セラルベシ而シ
テ自餘ノ者ニ付テハ各事件ニ付キ商事裁判所
ノ特別ノ准許ヲ受クルコトヲ要ス
第十三條 書記書記補及ヒ委任書記
第六十三條

各商事裁判所ニハ國王ノ任免ニ係ル書記一
名ヲ置ク
二局ヨリ組成セラル商事裁判所ニ於テハ國王
ノ任免ニ係ル副書記一名ヲ置ク

二三八七) 二局ヨリ組成セラル商事裁判所ニ
書記補ヲ置クノ理由

(三三八八) 書記補ハ國王ヨリ直クニ任命セ
ラレ而シテ其候補者ヲ推薦スルコトナキハ

如何 註釈

(二三八七) 司法大臣バ
ラハ氏カ元先院議官男
爵アリタシ
係ルニ局ヨリ組織スル所ノ商事裁判所ニ於
ケル書記補一名ノ任命法ヲ左ノ如ク辨明セ
ルタリ曰ク
第六十三條ヲ以テ補充スルニ至リタル状況
ハ
タル如シ
ブ
要
ル
ニ
三
ノ
裁
判
所
ハ
法
律
学
士
ノ
委
任
書
キ

記一名ノ置ケリ是レ其裁判所ニ委任セラル
クル事務夥多キルカ為メニ即チ該裁判
所ノ為メニ全ク必要ナルヲ以テ然レ氏
其但置筆同クシテ
ト
其
任
置
筆
同
ク
シ
テ
免
罷
セ
ラ
レ
ル
コ
ト
ナ
キ
ハ
確
カ
ニ
シ
カ
為
メ
ニ
其
職
務
ヲ
欽
派
ス
ル
コ
ト
ナ
キ
ハ

(二三七八八) 書記補ハ國王ヨリ直チニ任命セ
ラレ而シテ其候補者ヲ推薦スルコトナキハ

如何

註釈

(二三八七) 司法大臣バララ氏カ元老院議官男
爵Pシタシ氏ノ質問ニ答フルニ當リ近時ノ制
ニ係ルニ局ヨリ組織スル所ノ商事裁判所ニ於
ケル書記補一名ノ任命法ヲ左ノ如ク辨明セ
レタリ曰ク第一以テ補充スルニ至リタル状況
ハ六十三条ヲ以テ補充スルニ至リタル状況
ハ九ノ如シ
グリュセルニ及ヒアンベル府ノ裁判所ノ委任書
緊要ナルニ三ノ裁判所ハ法律學士ノ委任書

一 名ヲ置ケリ是レ其裁判所ニ委任セラレ
ル事務夥多キルカ爲メニ即チ該裁判
所ノ爲メニ全ク必要ナルヲ以テ然レ
其位置鞏固トシテ法律學士ヲ得
ト因リ法律學士ヲ得ルニ
若シテ爲メニ往々之アリ右委任書記
ハ書記ノ直轄官ニシテ免罷セ
得ル地位ヲ有スル大ニ望ミ
此地位ヲ有スル大ニ望ミ
或シテ書記ノ地位ヲ有スル大ニ望ミ
同ノ地位ヲ有スル大ニ望ミ
下ノ地位ヲ有スル大ニ望ミ
確カニシカ爲メニ其職務ヲ欽
義スルニ至ル

十ナサント欲セリ
 然レ此官吏ニ委任書託ト同一ノ職名ヲ付
 與スルノ由當ニテハ
 故ニ始審裁判所又ハ控訴院ノ書記補ヲ委任
 書記ト稱スルカ如ク亦之ヲ書記補ト稱スル
 ハ止ムヲ得ルモト謂フベシ其委任書託
 ニ付テハ乃チ従前ノ職掌ト共ニ之ヲ保持ス
 一キモノトス
 二ハ
 三ハ
 四ハ
 五ハ
 六ハ
 七ハ
 八ハ
 九ハ
 十ハ
 十一ハ
 十二ハ
 十三ハ
 十四ハ
 十五ハ
 十六ハ
 十七ハ
 十八ハ
 十九ハ
 二十ハ
 二十一ハ
 二十二ハ
 二十三ハ
 二十四ハ
 二十五ハ
 二十六ハ
 二十七ハ
 二十八ハ
 二十九ハ
 三十ハ
 三十一ハ
 三十二ハ
 三十三ハ
 三十四ハ
 三十五ハ
 三十六ハ
 三十七ハ
 三十八ハ
 三十九ハ
 四十ハ
 四十一ハ
 四十二ハ
 四十三ハ
 四十四ハ
 四十五ハ
 四十六ハ
 四十七ハ
 四十八ハ
 四十九ハ
 五十ハ
 五十一ハ
 五十二ハ
 五十三ハ
 五十四ハ
 五十五ハ
 五十六ハ
 五十七ハ
 五十八ハ
 五十九ハ
 六十ハ
 六十一ハ
 六十二ハ
 六十三ハ
 六十四ハ
 六十五ハ
 六十六ハ
 六十七ハ
 六十八ハ
 六十九ハ
 七十ハ
 七十一ハ
 七十二ハ
 七十三ハ
 七十四ハ
 七十五ハ
 七十六ハ
 七十七ハ
 七十八ハ
 七十九ハ
 八十ハ
 八十一ハ
 八十二ハ
 八十三ハ
 八十四ハ
 八十五ハ
 八十六ハ
 八十七ハ
 八十八ハ
 八十九ハ
 九十ハ
 九十一ハ
 九十二ハ
 九十三ハ
 九十四ハ
 九十五ハ
 九十六ハ
 九十七ハ
 九十八ハ
 九十九ハ
 百ハ

十七年参着
 商事裁判所ノ長ハ二年間ノ其職務ヲ執行
 ス而シテ其ノ所長ニ交替スル時ニ際シテ
 生ズルハ其ノ所長ニ於テ書記局ニ關シテ
 推薦ハ新ニ拜任就職ニシテ此場合ニ於テ
 ノ推シ新ニ拜任就職ニシテ此場合ニ於テ
 又ハ書記補ノ給料一部份ハ書記ノ入額ニ付
 之ヲ取ルベシ蓋シテ其候補者ノ其氏ヲ選
 候補者トシテ其ノ所長ニ勸誘スルノ關係ヲ
 之ニ付ルニ付テハ其ノ所長ニ其ノ關係ヲ
 ルルハ其ノ所長ニ其ノ關係ヲ
 記補ノ候補者ヲ推薦スルニ付キ全ク其ノ
 所長ニ其ノ關係ヲ
 不充分ナルハ

候補者ヲ任用セシムルノ得ルニ至ルハ
書記ハ事務ノ須要ニ依リ国王ノ定ムル員數
ニ從ヒ一名又ハ數名ノ委任書記ヲ以テ補助
セシムベシ

何人ト雖ハ滿二十歳以上ニテ法律學士
ニ非カレハ商事裁判ノ書記ニ任
命セラルルハ商事裁判ノ書記ニ任
何人ト雖ハ滿二十歳以上ニテ商事
裁判ノ書記ニ任命セラルルハ商事
三三八九要旨 商事裁判所ノ書記及ヒ書記補ハ

法律學士タル一キノ理由
二三八九 商事裁判所ノ書記及ヒ書記補ハ
判言渡書ノ起草ニ干與スル願ハ繁劇ナル職務
ニ從事スルニテ其ノ事務上ニ分ノ學識
ヲ具スルニテ其ノ事務上ニ分ノ學識
任書記ノ任年八ト異ナリ
律學士タルノ書記ヲ要スル所以ナリ

委任書記ハ書記ノ推薦ニテ候補者ノ三様
ノ名簿ニ自キ其附屬ノ一ノ裁判所ノ任年七
テ任書記ハ一ノ任年
免セラルルハ一ノ得

第二卷

商事裁判所ノ管轄

緒言

要旨

(三三九〇) 商事裁判所ノ裁判権ハ例外ナリ

(二三九二) 結果

(二三九二) 職權ト管轄トノ差異

(二三九三) 現今商事裁判所ノ職權ハ千八百

七十六年三月二十五日ノ法律ヲ以テ規定

セラレタリ

註釈

(三三九〇) 始審裁判所及ヒ控訴院ハ法律ヲ以

テ持テ他ノ裁判所ノ管轄ニ屬セシメタル訴訟

一

ラ除クノ外ハ始テノ訴訟ヲ審理裁判スニキ
ラ有スルニ由リ民事々件ニ於ケル審判ノ全權
ヲ有スルモトス之ニ及シ商事裁判所ハ非常
即テ例外ノ裁判權ヲ有スルナリ之ヲ詳言ス
ハ商事裁判所ハ法律ニ由テ定メラレタル特別
訴訟認非サレハ法律ニ由テ定メラレタル特別
年十二月四日ノ參議院ノ意見ハ其九百八十
裁判例外ノ裁判所ナルヲ及ビ該裁判所ハ通
常裁判所カ法律ノ明文ニ由テ裁判權ヲ奪ハレ
タル事項ニ非サレハ之ヲ裁判スルヲ得サル
旨ヲ明確ニ認定シタリ
二三九二商事裁判所ハ例外ナルニ
由テ就中左ノ結果ヲ生ズルモトス乃チ今之

ヲ略記ス一

第一 商事裁判所ハ法律ノ明條ニ依テ其裁

利權ニ屬セシメラレタル事及ヒ他ノ事訟ニ関

スルノ資格ヲ有スル事及ヒ他ノ事訟ニ関

シテハ其管轄權ヲ有セサルヲハ對的ナ

ル事故ニ其管轄權ヲ有セサルヲ即チ台

種ノ案件ニ就キ之ヲ請求スルヲ得ハキモ

ノニシテ職權ニ依テモ之ヲ宣告スハキモ

トス

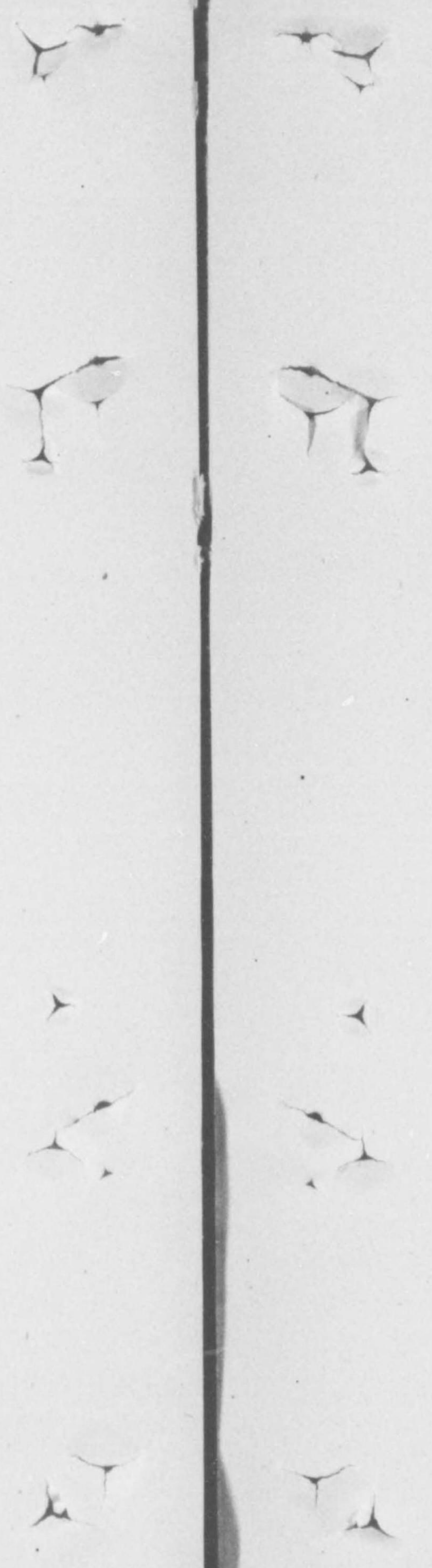
第二 若シ一訴訟カ複雑セル片則チ之ヲ詳

言スレハ或部ハ民事裁判權之ヲ管轄シ或

分ハ商事裁判權之ヲ管轄シテ種々ノ事項

包含シ互ニ文涉錯雜スル片ハ民事裁判

所ニ於テ之ヲ裁判スヘシ何トナレハ普通
法ノ管轄ニ歸スルヲ可トスレハナリ且ツ
其例外ナルモハ萬己ムラ得サルニ出ワ
レハナリ加之ナラス君コ我今ノ連帶義務
者アリテ一ハ商事上ノ義務者他一ハ民
事上ノ義務者アル中民事上ノ義務者ハ法
律上及対ノ規則ヲ設クル場合ニ非サレハ
商事裁判所ニ訴ヘラル、トヲ得ス
吾人ハ商事裁判所ノ管轄ヲ規定シタル立法上
ノ規定ヲ通覧シタル後チ更ニ進テ民事裁判所
ハ君之被告カ非管轄ナリト例外ヲ以テ故障
ノ申立ヲ為サバル中ハ商事々件ヲモ亦裁判
得ヘキヤヲ考究セニトス



(二三九三) 性質ニ依テ商事裁判所ノ管轄ニ屬
スル事件ハ管轄上ノ管轄ト稱スルモノヲ設定
スル然レ氏特別ノ場合ニ於テハ王国内何レノ商
事裁判所ト雖モ此事件ヲ審理スルノ管轄
権アリトノ謂ニ非ラズ被告ハ地ノ裁判所ヨリ
モ寧口其管轄裁判所ニ呼出サレハモノトス
訴訟法第四百二十條參看此点ニ就テハ裁判管
轄ハ即チ土地ニ屬スルト謂フキナリ
權限上ノ管轄ト土地ニ屬スル區別ハ
實際ニ尤モ緊切ナルナリ現ニ土地ニ屬スル
管轄ハ地然私益ヲ謀ルニ出ルモノト雖モ
上ノ管轄ハ公ノ秩序ニ関シ即チ原被告
思ニ出ルモノナリ之ニ由テ商事裁判所ノ事件

性質(別)に事柄依り(因)り管轄権ヲ有セザル
ル中即チ其非管轄ハ絶対的ニシテ何ナル訴
件ニ於テモ提起スルヲ得且フ又裁判所ヨリ
職権ヲ以テ之ヲ宣告スルヲ得一キ所以ハ力
為ナリ(訴訟法第七十條)右ニ及ビテ被告力
商事々件ニ付テ争訟ヲ審判スルニ裁利所ヨリ
更ニ他ノ商事裁判所ニ召喚セラレタル中ハ非
管轄ハ乃チ單ニ比較的ニシテ即チ身分ニ関ス
ルモノナリ是ヲ以テ被告ハ第一ノ起訴(詞訟)
當初ニ際シ故障ヲ為スベシ若シ之ヲ為サ
ルハ則チ其起訴ヲ放棄シタルモノト推測シ既
ニ之ヲ請ボスルヲ得ス(訴訟法第六十八條
及ヒ第六十九條)

(三三九三) 商事裁判所ノ管轄ハ吾人
カ今論述セントスル所ノ千八百七十六年三月
二十五日ノ法律第十二條第十三條第十四條第
十六條及ヒ第三十八條ニ依リ現今自耳義ニ於
テ規定セラレタリ

第一款 権限上ノ管轄(千八百七十六
年三月二十五日ノ法律)

第十二條

商事裁判所ハ左ノ諸件ヲ審判スヘシ

第一 法律ニ依リ商事ト看做シタル行為ニ
関スル争訟及ヒ特ニ其商業ノ為ノ商賈ノ
手代又ハ管店者ニ對シ第三條ヨリ為シタ
ル訴件

第二 商事會社ノ為メニ社員ト社員トノ間

又ハ支配人ト社員トノ間ノ争訟

第三 政府ノ鑛道ニ依レル各種ノ商品及ヒ

物件ノ運送ニ関スル争訟

第四 商法第三編ノ規定ニ從ヒ家資分散ニ

関スル諸件

要件

三三九四 商事裁判所ハ法律ニ依リ商事ト

看做シタル行為ニ関スル争訟ヲ裁判ス

讓送

三三九五 商賈ノ手代又ハ管店者ニ對スル

詐件

三三九六 商賈ノ手代管店者及ヒ商賈ノ雇

入ナル文辭ノ意義〇第十二條ニハ商賈ノ

雇人ノ事ヲ記載セズ

二三九七 商賈ノ手代及ヒ管店者ナル文辭

中ニ包含セサル者

二三九八 第十二條ノ規定ノ本原

二三九九 此規定ハ一切ノ商事會社ニ適用

ス

二四〇〇 此規定ハ商法ニ非サル商事會社

ニモ亦之ヲ適用セラルヤ

二四〇一 支配人ト社員トノ間ノ争訟

二四〇二 第十二條ニ定メタル権限

ハ會社成立ノ証據ヲ假定スルモナリ

二四〇三 第十二條ノ規定ヲ適用セ

二四〇四種々ノ場合
二四〇五種々ノ實例
二四〇六及對ノ意義ニ於ケル實例
二四〇七第十條第三號ノ規定ニ付テノ

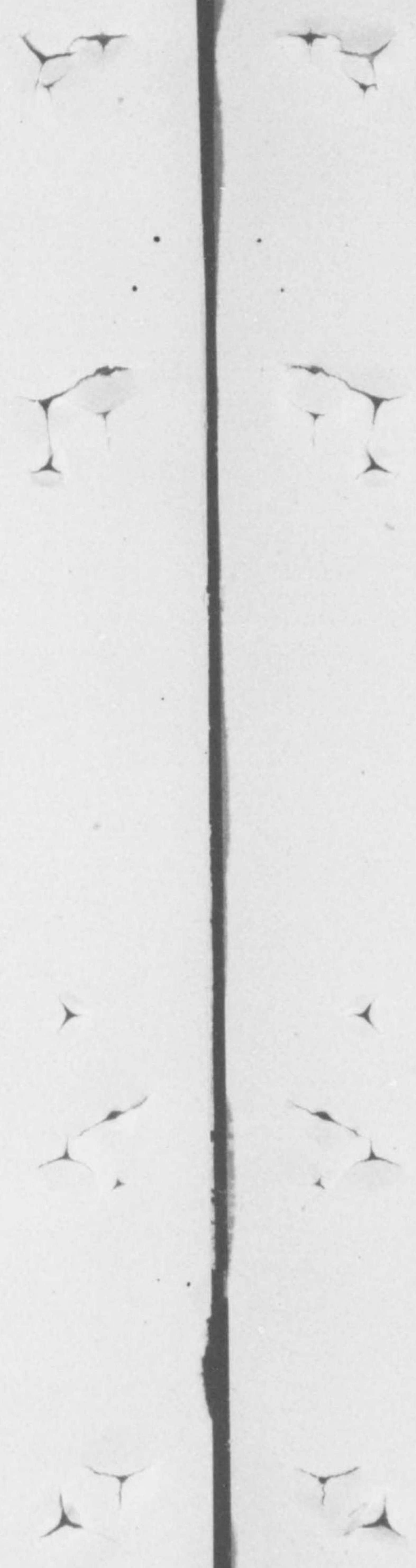
三四〇八第廿四項ニ付テノ讓送

三三九四商事裁判所ハ左ノ諸件ヲ審判ス

第一項 某々ノ行為ニ関スル争訟(第三十二條)

法律ニ依リ商事ト看做コタル行為ハ既ニ吾人
カ記述ニタル註記ノ新商法ニ及ビ三條
中ニ指示ニタルヲ以テ之ニ讓リテ茲ニ贅セズ
而シテ法律ニ於テハ商事ノ行為ヲ商人又ハ非
商人カ為ニタルヤラ區別セザルキ故ニ商事裁
判所ハ彼此ノ場合ヲ分タスコトヲ其管轄權ヲ有
スルモトス然レモ吾人カ既ニ第一條ノ說明
中ニ記述ニタルカ如ク法律ヲ以テ商事上ノ行
為ヲ定メタルハ現今制限的ナリトス是レ則チ
商事ト看做コタル行為ニ非サレハ商業ヲ以テ
論スヘカラサルカ故ナリ但シ法律ノ明文ニ於
テ其精神ニ包容スル意義ヲ數演擴張スルハ義
務ナリトス而シテ猶ホ今日商人ノ地位ノ義務

假令、非商人、對シ負擔シタル義務トモ
其義務カ商業ニ異ナリタル原由アルヲ証明
セラルル、場合ノ外ハ之ヲ商業上ノ義務ト看做
スベキナリ(第二条末尾ノ規則)
三三九五 千八百八一年ノ商法才六百三十四条
ノ明文ニ商事裁判所ハ商賈ノ手代管店者又ハ
商賈ノ雇人カ附属スル其商賈ノ營業上ノ所為
ニ付キ唯タ其手代管店者又ハ雇人ニ對スル許
件ヲ裁判スベキ權ヲ有ス此規則ニ依レテ第三
条ノ對スル義務ト主人自己ニ對スル義務ト
區別スベキヤ否ノ問題ヲ生セリ而シテ白耳義
控訴院ハ區別スベキニ説ニ傾向スルモ佛朗西ノ
判決例ニ如レハ區別スベキカラサルモノト断定



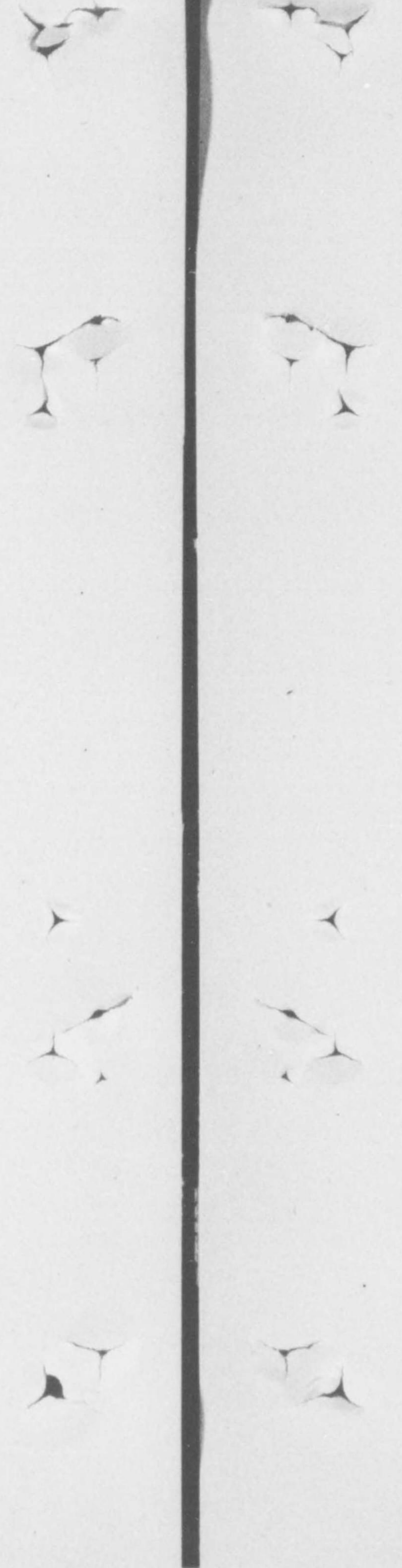
シタリ
千八百七十六年三月二十五日ノ法律第十二条
ニ商事裁判所ハ特ニ商業上手代又ハ管店者ニ
對シ第三條ヨリ起シタル訴件ヲ裁判スベキアリ
テ雇主ヨリ起シタル訴ノ事ヲ掲ケヌ是ニ由テ
之ヲ觀レハ商事裁判所ハ雇主ニ對スル手代管
店者ノ義務カ為替手形又ハ約束手形ニ係ルカ
如ク法律上商業ト称スルモノノ部類ニ入り因
テ以テ商事ト為ルニ非サレハ之カ裁判ヲ為ス
ノ權限ヲ有セサルモノト論詰セサル一カラス
此場合ノ外ハ管店者ノ方ヨリ生スル所ノ義務ハ
手代管者クハ管店者ノ方ヨリ云ハハ商事ニアラ
ス是ヲ以テ手代管者クハ管店者ハ商事裁判ノ裁

判権ヲ管轄違ナリトスルヲ得ハシニ及シ
テ手代若クハ管店者ヨリ訴ヘラレタル雇主ハ
商事裁判所ニ召喚セラルルニ何トナレハ其商
業ニ外ナラサル義務ニ関係スルカ故ナリ(第二
条末尾ノ規則)
二三九三 手代管店者及ヒ雇入ナル文辞ハ商
業ヲ営ムニ當リ商人ヲ補助スル者ノ全ク指
示セラルモノナリ而シテ手代ナル語ハ恰モイン
スチトラルト同意義ニシテ即チ雇主ヲ代理ス
ル者ヲ指示セリ管店者トハ雇主ノ指揮ヲ受ケ
テ或ル職務ヲ擔當シ特ニ簿記計是ノ事ヲ掌リ
雇入ナル語ハ專ラ実務ニ限從ヒ即チ店舗ノ番
人ノ如キ者ニ適用ス

雇主ノ商業上ニ於ケル手代又ハ管店者ニ對ス
ル第三者ノ訴件ハ商事裁判所ニ屬ス是レ則チ
其權限上ヨリ考察スレハ手代若クハ管店者ト
契約シタル第三者ハ恰モ其雇主自身ト契約セ
シト同一ノ地位ニ置クヲ以テ公平ナリト為ス
カ故ナリ然レモ通常ノ雇主ニ至テハ設令ヒ其
雇主ノ名義ヲ以テ契約スルモ其義務ヲ雇主ニ
歸セシムヘキ資格ヲ有セス如キハ即チ雇
入ナル語ヲ第十三条ニ記載セサルノ理由トス
則チ例外ノ權限ハ之ヲ雇主ニ適用スヘカラサ
ルヲ以テ雇主ハ普通法ニ從フヘキモノトス
二三九七 自己ノ住所ニ於テ物品ノ製造ニ從
事シ以テ之ヲ商人ニ交付スル者ハ手代若クハ

管店者ト看做ス。トヲ得ス何トナレハ其商人ニ
 僱使セラルルモノニアラヌコトヲ之ト對等ニ契
 約ヲ為スモノナルヲ以テナリ又主タル企業者
 = 関シテハ副タル企業者モ亦是レト同一ナル
 モノトス是レ其自家ノ為メニ經營スルモノニ
 コレ亦不羈獨立メカ故ナリ
 三三九八 商事裁判所ハ左ノ諸件ヲ審利ス
 二 第ニ 商業會社ニ関スル社員相互ノ間又ハ

千八百八八年ノ商法第五十一條ノ明文ニ據レハ
 商社ニ関スル社員相互ノ間ノ争訟ハ
 於テ之ヲ裁判スルナリ



強制判断ハ佛朗西ニ於テハ千八百五十六年七
 月二十七日ノ法律自耳義ニ於テハ千八百七十
 二年五月十八日ノ法律ヲ以テ之ヲ廢止シタリ
 是故ニ商事會社ノ事件ニ於ケル管轄ニ付テハ
 缺漏遺脱ノ補足スヘキモノアリ是レ則チ第十
 二条第ニ項ノ誤ケアル所以ニコレヲ其條則ハ即
 チ千八百五十六年ノ佛朗西法律ヲ採用シタル
 モノナリ
 (二三九九) 第十二条第ニ号ハ商事會社ニ對シ
 則チ之ニ詳言スレハ只夕商業ヲ目的トスル會
 社ニ對シテ規定スルアルヲ千八百七十三年
 五月十八日ノ法律第一條然レニ商事會社カ社
 員ノ資格ト異ナリタル裁判上一個人ノ資格ヲ

構成スルヤ否ヲ區別セスルヲナク一切ノ商事
會社ニ之ヲ適用スルニ干八百七十三年五月十
八日ノ法律第二條及三條何ソヤ法律ハ右
ニ付キ何等ノ區別ヲモサハルカ故ナリ是ヲ
以テ商事裁判所ハ合名會社、差金會社又ハ合資
會社ノ社員ノ間ニ於ケル年訟ヲ裁判スルノ
ナラズ猶ホ共益又ハ一時ノ社員ニ関スル
ヲモ亦裁決スルノ權限ヲ有スルモノナリ
三四〇〇元未効ニ屬スルモハ何等ノ
力ヲ生ズルナシ就中公ケル秩序ニ関スル
限ラ変更スルニ付テハ然リトス會社ニ関スル
社員間ノ争訟ニ付テハ法律ハ其ノ定ムル
規則ニ從ヒタル會社則チ法律上ノ成立ヲ有
ス

ル會社ノ主眼トシタルモノ、如シ事實上
ノ會社ハ全ク其効力ヲ失ハサルヲ疑フ容
ナシト雖モ之ニ関スル所ノ争訟ハ法律ノ豫
外ニ在ルモノナリ是レハ裁判官ニ付テハ普
通法ニ從フモノナリ是レ干八百八年ノ商
法ニ基キ
自耳義ニ於テ履行スル所ノ判決例ニ於テ
ノ立法者カ毫モ他ニ改新セシメテ近世
明ズキモ商事ノ然レ氏實際商事裁判所
律ニ依リ商事ト看做シタル事件ニ對スル
ニ付テハ大抵皆ナ裁利管轄ヲ有スルナリ
二條第一項
三四〇〇會社ノ支配人殊ニ無名會社ノ支配
人ハ社員ニ非ザルヲ得、ニ乃チ第十條

二号ハ社員間ニ生シタル争訟ノイナラス支配人ト社員
ト間ニ生シタル争訟ヲモ記載セリ蓋シモ是等
ノ争訟ヲ悉皆同一ノ裁判官轄ニ隸屬セシムル
ヲ緊要トスルカ故ナリ加之ナラス社員ニ非サ
ル支配人ト雖モ其任務ニ付キ給料ヲ受クル件
ハ真ノ商業者タルト通常ノ場合ナリトス斯ノ
如キ関係ニ於テハ右支配人ハ商事裁判所ノ裁
判官轄ニ限スヘキモノトス
三四〇三一個ノ争訟カ社員ノ間ニ起リタリ
ト言フヲ得ニハ身一ニ會社ノ事實カ確定セ
ラハルコトヲ要ス故ニ商事裁判所ニ出廷ス
キ呼出ニ付キ被告カ原告ノ主張セル會社ノ成
立ヲ非認スル中其事件ハ先フ争訟ヲ裁決ス

ヘキ裁判所ニ於テ断定セサルヘカラス若シ裁
判所ニ於テ會社ヲ未タ成立セサルモト公言
スル中ハ情状ニ從ヒ目ヲ權限外ナリト申告ス
ルヲ得ヘシ
三四〇三 第十二条第二号ハ會社ト其債主ノ
一人又ハ負債者ノ一人トノ間ニ於ケル争訟又
ハ第三者ト社負一個ノ名義ヲ以テ訴ヘラレタ
ル者トニ関スル争訟ニ適用スヘカラス然リ而
モ茲ニハ社負間ノ争訟ヲ云フモアラス但
ニ社負ト會社設立ノ際社負ニ組合テ利益ヲ分
ク者ナルトビエトノ間ニ於ケル争訟ハ然ラ
サルナリ此場合ニ於テハ第一ノ會社ノ後ケ第
二ノ會社ヲ組成セルモ一ニモテ則ケ本条ノ明

又及七精神ニ適合スルモナリ
 三四〇四 吾人カ既ニ論述セシ所ノ裁判管轄
 ヲ定ムルニハ他ノ条件ヲ要ス則ケ會社ノ社負
 相互ノ間又ハ支配人ト社負トノ間ニ生シタル
 關係ニ係ル争訟ニシテ此關係ハ會社ナカリセ
 ハ則ケ成立セザルモナリ是レ第十二條ニ商
 事會社ノ為メナル語ヲ用ヒタル所以ナリ
 三四〇五 此原則ノ適用上訴件ニシテ左ノ目
 的ヲ有スルハ商事裁判所ノ管轄タルトテ
 決定セザルハカラス
 (イ) 會社ノ名義ヲ以テ拂込金延滞ノ社負ヲ
 訴フル事
 (ロ) 管理人ニ於テ為スヘキ計算ヲ要求スル

事 無名會社ノ支配人ト株主トノ間ニ於ケ
 (ハ) ル争論ヲ裁決スル事但シ支拂人ニ於テ株
 主カ其ノ拂フヘキ金額ヲ支拂ハサルカ為
 ヲ諸權利ヲ失ヒタリト稱言スルハ亦同
 シ而シテ斯ノ如キ稱言ハ訴訟ノ本案ニ関
 スルモノニシテ乃ケ會社ノ契約条件ノ判
 定ト其條件ノ執行並ニ資本金拂込ノ時社
 負タリシ者ノ間ニ於ケル社業ノ検査ヲモ
 包含スルモノトス
 (三) 他ノ社負ノ約務ヲ履行セザルカ為メ又ハ
 事 他ノ原由ノ為メ會社ノ解散ヲ請求スル

(ホ) 會社解散ノ後々今當額ノ規定會社業務
ニ関スル精美並共同財産ノ分配ヲ請求ス
ル事

(三四) 右ニ及シ左ノ場合ニ於テハ同一ノ
原則ヲ適用スルニ當リ第十二條第二号ノ規則
ニ拠ルヘカラス

(イ) 一社負會社ニ對シテ起訴スルハ又ハ社
員タルヨリモ寧口第三者トシテ行働スル
所ノ契約ノ履行ヲ相互ニ訟求スルハ例ヘ
ハ商人タル者會社外人ニ賣買ヲ為シ得
ヘキカ如ク自己ノ名義ヲ以テ會社ニ商
賣買ニタルハ如シ
(ロ) 會社解散ノ後確定ノ分配ヲ為シタルハ

及ヒ其後之カ執行ニ関シ争訟ヲ生シタル
ハ此争訟ハ會社ニ関セサルモシテ唯
タ共同シテ為シタル事業ヲ確然結了シタ
ル行為ニシテ係ルモノナリ

第十二條第二号ハ此箇ノ場合ニ適用スヘカ
ラスト記載ニタルモ商事裁判所カ決シテ之カ
裁判管轄ヲ有セサルト謂フラス何トナシ
ハ商事裁判所カ其管轄ヲ有セサルハ凡ソ生
タル争訟ノ性質ニ拘ハルヘキモノニテ前文

ノ條則ニ由テ然ルモノニアラサレハナリ
(三四) 右ノ外商事裁判所ハ左ノ事件ヲ審
裁スヘシ

第三 政府ノ鑛道ニ依ル各種ノ商品及ヒ

物件ノ運送ニ関スル争訟(第十二条第三項)
此規則ハ吾人カ既ニ前文ニ説明シタル千八百
四十九年七月十六日ノ法律第一条ヲ其後復記
シタルモノナレハ前文ノ註釈ニ譲リテ此ニ之
ヲ贅ヒス
(三四〇八) 最後ニ商事裁判所ハ左ノ事件ヲ審
判スヘシ
第四千八百八年ノ商法第三篇ノ規定ニ從
ヒ家資今散ニ関スル諸件
吾人ハ家資今散事件ニ於ケル商事裁判所ノ管
轄ヲ詳述シタルヲ以テ前文ノ註釈ニ譲リ此ニ
之ヲ説述セサルナリ
第十三条

若シ争訟ノ目的認テノ相手方ニ對シ商業ニ
アラルサル所為ニ係ルハ被告人ノ約務ノ性
質ニ從テ裁判管轄ヲ定ムヘシ

要旨

(二四〇九) 第十三条ハ原告ハ被告ノ裁判管
轄ニ從ヒタル原則ヲ確認スルモトス
(二四一〇) 原告カ契約ヲ為ス時商事タルノ
性質ヲ表スル状況ヲ知悉シタルハ非サ
レハ商事裁判所ニ被告ヲ召喚セシムルノ
義務ナレシ

註釈

(三四〇九) 一方ヨリ論スレハ純然タル民事上
ノ行為ニシテ他方ヨリ論スレハ商事上ノ行為

係ルナリ乃チ農夫カ其料作シテ得タル物
品ヲ賣捌クカ為ノ購買セシトスル者ニ賣渡
スナリ是レナリ此場合ニ於テハ買主ノ方ニ就テ
ノニ商事上ノ行為ニ屬スルモナリ此ノ如キ
設例ニ於テハ商業ヲ為シタル者契約ノ履行ニ
付キ他ノ相手方ヲ訴フルハ之ヲ民事裁判所
ニ召喚セシメサルヘカラス蓋シ原則上ヨリ論
スルハ原告ハ被告ノ裁判管轄ニ從フヘキカ
故ヘナリ且ツ被告ハ商業ヲ為シタルモノ
ラカレハナリ是レ吾人ノ思量スル所トス此原
則ニ從ヒテ千八百八年ノ商法第六百三十八條ハ
栽培者ノ規定ニ於テハ所有者耕作者又ハ葡萄樹
栽培者ノ産出タル飲食品賣捌ノ為ニ右各

人ニ對シテ起シタル訴ハ商事裁判所ノ管轄ニ
屬セサルモトハ之ニ及ビ若シ民事ノ行為ノ
ミテ為シタル者カ商業ヲ為シタル者ニ對シ賣
買契約ノ履行ヲ訟求スルハ第十三條ノ明文
ニ從テ之ヲ商事裁判所ニ召喚セシメサルヘカ
ラズ乃チ本條ハ前文ノ設例ニ於テ原告カ民事
ノ裁判管轄ト商事ノ裁判管轄トノ間ニ選擇ヲ
為スヘカラスナルヲ知ルノ點ニ付キ往ノ
疑問ヲ断定氷解シタルモト云フヘシ
三四一〇 第十條ニ定メタル規則アルニ
ラズ原告ハ訴訟ヲ生スルニ至リタル行為ニ際
シ恰モ賣捌キ又ハ貸貸スルノ意ヲ以テ購買ヲ
為シタルカ如ク其行為ニシテ商事タルノ性質

ラ表スルノ状況ヲ知悉シタルハ非サシハ商
事裁判所ニ被告ヲ召喚セシムルノ義務ナシト
ス若シ買主カ此状況ヲ賣主ニ知ラシメサルハ
賣主ハ通常裁判官ノ管轄ナリト思ハサルヲ
得ヘシ而シテ契約ノ時ニ抗ラ既ニ顯明ナラサ
ル意思ニ基キタル管轄違ノ申立ヲ以テ賣主ニ
抗辨スルハ安富ニアラサルヘシ

商事裁判所ハ其裁判ノ執行ヲ審理セス

要旨

(二四一) 第十四条ニ定メタル規則ノ理由
(二四二) 第十四条ニ定メタル規則ノ理由
(二四三) 此規則ハ確定ノ裁判ニ関ス
ルモノナリ。種々ノ實例

(二四一) 商事裁判ハ六ヶ月内ニ欠席裁判
ノ執行ナキニ由リ訴訟手續ヲ消滅セラル
、否ヲ知ルノ点ニ付テハ之ヲ裁決スルヲ
得ス

(二四一) 商事裁判所ハ其裁判ヲ説明スル

(二四一) 訴訟法第五百四十八条ハ此裁判
所ノ下ニタル裁判ニ適用スヘカラサルモ

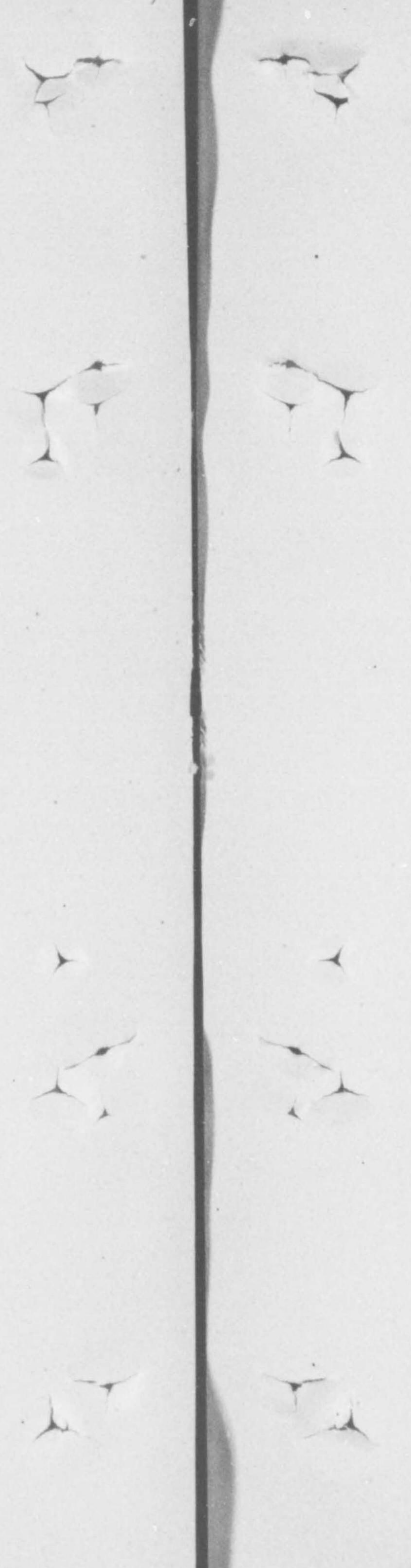
註釈

(二四一) 第十三条ハ訴訟法第四百二十二条
ノ規則ヲ復記セタルモニテ乃チ商事裁判
所カ其裁判ノ執行ヲ審理セサル旨ヲ規定セタル

ルナリ且ツ同法第五百五十三條ニ商事裁判所
ノ裁判執行ニ付キ起リタル争訟ハ其執行ヲ訟
求スル地ノ始審裁判所ニ提出スヘシトアリ是
ヲ以テ強制執行差押等ニ関スル争訟及ヒ其他
裁判執行ノ為メニ用ユル方法ハ特ニ民事裁判
所ノ管轄トス蓋シ此等ノ許件タル商事裁判所
カ常ニ明解ヲ得サル決定ニ對シ甚タ錯雜ナル
法律上ノ疑問ヲ惹起スル力故ナリ加之ナラス
商事裁判所ヲシテ其裁判ノ執行ヲ審理セシム
ルハ其事務過多ニシテ之ニ堪ユル能ハサル
一ケレハナリ
三四一二 此規則ハ確定ノ裁判ノニ関シ豫
備即チ本案豫定ノ裁判ニハ関セス故ニ商事裁

判所ニ於テ余ニタル証人訊問ハ商事裁判所ニ
於テ為リ、ルヘカラス一方ヨリ論ムルハ九ソ
裁判ヲ補充スル所ノ規則ハ本来ノ執行ニ関セ
サルモノナリ故ニ若シ商事裁判所ノ判決ニ依
リ景状書ヲ作ルニキ損害賠償ヲ言渡ストキハ
同裁判所ハ其損害賠償ノ最終額ニ付キ猶ホ裁
決スルヲ得ヘシ又裁判ノ執行ニ付キ保証金
ヲ拂フヘキ旨ヲ以テ年々レタルハ保証金
ノ領收ヨリ生スル所ノ争訟ニ付テモ之ヲ裁決
スルヲ得ヘシ然レ是レ未タ裁判ヲ執行ス
ルモノニ付テ得ヘシ唯タ其執行ヲ始ムルヲ得
ルニ付テ必要ノ豫備ヲ為スニ過キカレモノト

(三四一三) 商事裁判所ハ其ノ下ニタル欠席裁
判ヲ六ヶ月内ニ執行セラレサルカ為メニ訴訟
手續ノ消滅セラルヤ否ヲ知ルノ疑問ヲ裁決ス
ルヲ得ス其故ハ此問題ヲ断定スルハ執行
ニ関スル種々ノ處分ヲ判定セラルヲ得サルヲ
以テナリ而シテ商事裁判所ハ此判定ヲ為ス
得ス何トナシハ談裁判所ハ其裁判ノ執行ヲ審
理セサルカ故ナリ(第十四条参考)
(二四一四) 裁判言渡ヲ解釈スルハ之ヲ執行ス
ルモノニアラス何人トモ此裁判官ノ下ニタル
裁判々々決其裁判官ヨリ更ニ善ク解釈スルヲ能
ハス則チ商事裁判所ハ民事裁判所ノ如ク其裁
判言渡ノ解釈ヲ為スヲ必要トスル中ハ之ヲ為



スノ権利ヲ有ス然レモ解釈ヲ口実トシテ裁判
ヲ變更スルヲ能ハサルハ固ヨリ論ヲ俟タス故
ニ一度對審ニテ裁判ヲ下サレタル中ハ之ヲ言
渡セタル裁判所ノ為ニ確然動カス一カラサ
ルモノトナルナリ
(三四一五) 訴訟法第五百四十八条ノ明文ヲ揭
クシハ乃チ左ノ如シ
第三者ノ為ニ又ハ其負擔ヲ以テ為スニキ故障
ノ解除書入質記入ノ塗抹并齊又ハ或ル其他ノ
事項ヲ宣告スル裁判ハ其言渡ヲ受ケタル者ノ
住所ニ右判文ヲ送達セタル日附ヲ記載セラル
求者ノ代書人ノ保証書ト其裁判ニ對シテ故障
ノ申立若クハ控訴ヲ生セサル旨ヲ証明スル書

記ノ証書トニ拠ルニ非リシハ故障申立ノ期限
又ハ控訴期限ノ後ケニ係ルモ第三者ニ於テ之
ヲ執行スヘカラス又第三者ニ對シテ之ヲ執行
スヘカラサルモトス
佛朗西及ヒ白耳義ニ於テ履行スル所ノ一般ノ
習慣ニ依レハ執行ヲ規定セル本条及ヒ次条ハ
商事裁判所ニ於テ下ニタル裁判ニ之ヲ適用ス
ヘカラス何トナレハ代書人ノ缺クハ其ハ法文
上ノ執行ヲ為シ得ヘカラサルモニテ且ツ
是等ノ條款ニ載セタル以外ノ法式ヲ以テ之ニ
代用スルコトハ專恣ニ屬スレハナリ然レモ佛
朗西ノ大審院ニ於テハ可否說平今ノ後々千八
百五十五年六月九日ノ判決ヲ以テ一等代言長

ニシテアゲトラシル氏ノ論結ニ及ヒテ反對ノ意
義ニ此問題ヲ断定シタリ
此判決ニ從一ハ訴訟法第五百四十八條及ヒ次
条ハ商事裁判所ニ於テ下ニタル裁判ニ適用ス
ヘコトナレハ商法ニ於テ之カ例外ヲ明記セ
ス且ツ第五百四十八條及ヒ次条ハ商法ノ特別
ナル規定ト併行シ得ヘキカ故ナリ唯々代書人ノ
参加又ハ職権ヲ以テ民事裁判所ノ書記局ニ取
扱フヘキモノハ原被兩造又ハ其代理人ヨリ直
接ニ商事裁判所ノ書記局ニ於テ取扱フヘキノ
差異アルノコト
吾人ノ所見ヨリ之ヲ論スレハ此判決ハ法律ヲ
解釈スルニ止マラスニテ實ニ歎惜スヘキ法律

一 缺典ヲ補フニカ爲ノ作爲ニタルモト云
フ一ニ而ノ此缺典ヲ補充スルハ獨リ立法官ノ
任ニアルモトスルナリ

第十五条

工事裁判所ノ管轄耶蘇教ヲ奉ヒサル所ノ外
國ニ在留スル領事及ヒ領事裁判所ノ管轄ハ
特別ノ法律ヲ以テ之ヲ定ム

要旨

(二四一六) 送讓

註釈

(二四一六) 領事裁判所及ヒ工事裁判所ニ関ス
ル特別ナル法律ノ解釈ハ指テ茲ニ之ヲ論セサ
ルトハ既ニ前文ニ於テ説述ニタリ而シテ此事

項ニ関シテハ余カ商法ノ講義録中ニ記載セル
律例ヲ簡單ニ叙述スルニ止マルヘシ

第十六条

始審裁判所及ヒ商事裁判所ノ裁判急速裁判
ノ命令ニ對スル終審裁判ノ裁判費用ハ二千
五百ヲラント定ム

要旨

(二四一七) 商事裁判所ノ終審裁判ノ費額ニ
関スル逐次ノ変更

(二四一八)

訟求物件ノ性質ニ從ヒ裁判管轄
及ヒ權限ノ規定ニ関スル送讓

註釈

(二四一七) 千八百八年ノ商法第六百三十九條

二 従一ハ商事裁判所ノ裁判ニ関スル終審裁判
ノ費額ハ一ヶアラニニ定メタリシカ民事ノ裁
判管轄ニ付テハ千八百四十一年三月二十五日
ノ法律ニ依テ二千アラニニ上セリ而シテ本条
即チ第十大条ニ於テハ裁判費用ハ二千五百
アラニニ増額セラレタリ此変更ハ實際ヨリモ更
ニ外觀ニ属スルモノニシテ乃チ貨幣ノ價格カ
比々トシテ減低ニ赴キタル結果ノ致ス所ナリ
故ニ二千五百アラニハ今日之ヲ千八百八年商
法頒行ノ時ニ於ケル一千アラニニ比スルモ更
ニ著キ多額ヲ表ハサルナリ
三四一八 訟成物件ノ性質ニ従ヒ裁判管轄及
ヒ権限ヲ定ムルノ方法ハ千八百七十六年三月

二十五日ノ法律第二十一條乃至第三十八條ニ
規定セラレタリ而シテ吾人ハ第三十七條ニ於
テ以テ反對ノ訟求カ裁判管轄及ヒ権限ニ相繫
連スルモ主タル訟求ノ裁判管轄ニ付テハ何等ノ影
響ヲモ及ボザラシムル所ノ規則ヲ此ニ記載ス
ルニ止マラルヘシス如キ力故ニ反對ノ訟求ハ
主タル訟求ト之ヲ看做シ且ツ之ト同一ノ規則
ニ従フモノトス

第三十八條

主タル訟求ヲ裁決スルノ任アル裁判官ハ一
切ノ附帶事件及ヒ此訟求ニ因テ生スル所ノ
豫審ノ責任ヲ審理スヘシ
然レモ治安判事及ヒ商事裁判所ニ偽造ノ訴

身分上ノ事件又ハ資格上ノ争訟ヲ審理スル
1ヲ得ス
管轄違、申立ヲ除ク、外ハ附帶事件ノ裁判
及ヒ豫審裁判ハ控訴ノ受理ニ付テハ主タル
訟求ト同一、手續ニ従フヘシ

要旨

(二四一九) 第三十八條第一項、理由及ヒ説

明

(三四二〇) 第三十八條ニ定メタル規則ニ関

スル種々ノ例外

(三四二一) 千六百七十三年、勅令ハ猶ホ今

日之ヲ適用ス

(三四二二) 商事裁判所ハ商人タル資格ノ存

在ニ付キ之ヲ裁決スルヲ得

(三四二三) 商事裁判所ハ被告カ抗辯スル相

殺ヲ審理スルヲ得其商人ニアラサル者

(三四二四) 債権ヲ成立シタル中ト虽モ亦同シ

審理スルヲ得

(三四二五) 管轄違、申立ニ付キ裁決シタル

総テノ裁判ニ對スル控訴ハ受理セラル

(三四二六) 附帶ノ裁判及ヒ豫審ノ裁判ハ控

訴ノ受理ニ就テハ主タル訟求ト同一ノ手

續ニ従フ

(三四二七) 始審裁判所ハ商事裁判所ノ権限

二 委セラレタル争訟ヲ裁決スルニ付キ其
事件上裁判管轄ヲ有セサルモノトス
（二四二八） 千八百八十八年、商法第六百三十六
条及ヒ第六百三十七條ニ関スル意見

註釋

（二四一九） 原則上ヨリ論スルハ凡ソ訴件ヲ
裁決スルノ権アル商事裁判所ハ之ニ對抗スル
所ノ答辯ノ基礎ヲ利定スルニ付キ亦其権限ヲ
有スルモノトス蓋シ一訴件ノ裁判官ハ例外ニ
付キ裁決スヘキノ資格ヲ有スルカ故ナリ是ヲ
以テ商事裁判所カ適法ニ訴件ヲ裁判スルハ
其訴件ニ付キ生ズタル民法上ノ疑問ヲモ附帶
トシテ決定スルヲ得ヘシ何トナレハ之ニ反

スルノ説ニ拠ルハ以テ其裁判管轄ノ執行ヲ
阻碍スルニ至ルヘケレハナリ斯ノ如キハ乃ケ
執行ヲ訴追スル商事カ詐欺又ハ暴行ノ虞ニテ
無効ヲ告ケラル、場合ナリトス此原則ニ從ヒ
第三十八條第一項ニ於テハ左ノ如ク規定ニ從ヒ
リ主タル訟求ヲ裁定スヘキ管轄裁判官ハ總テ
ノ附帶事件及ヒ其訟求ヨリ生ズタル豫審ノ責
任ヲ裁決スヘシ此明文ニ於ケル附帶ナル文字
ハ尤モ廣汎ノ意義ニ用ナラレタルモノトス乃
ケテ訴訟草案ノ起草ヲ任セラレタル特別委員ノ
報告書中ニ於テ認定セラレタル所ニ從ヒ担保
ニ於ケル訟求及ヒ参加ニ於ケル訟求ヲ特別
包含スルモノナリ

(三四二〇) 然レ正裁判所ハ其非管轄ヲ絶対的
ナリトスル所ノ決定ニ付テ附帶事件ニ依リ一
ノ疑問ヲ生スルハ毎ニ本案ノ裁定ヲ停止シ
本件ヲ審理スルノ任アル裁判官ニ右訴件ヲ移
スヘキトモ、トスレバ是レ左ニ関スル事項ニ就
テハ
第三十八條ニ依テ決定セラルル所ナリ
此第一偽造ノ件
此訴訟ハ重罪ヲ証明スルニ至ルハ屢々之レ
ルトモ口ニ云テ乃々檢察官ノ有ラザル裁判所
ニ於テハ之ヲ提起スルヲ至當トナサズ則チ真
ニ偽造ヲ犯シタルヤ否及ヒ其搜查ニ審判
為メニ總テノ処分及ヒ裁判ニ檢察官ノ立會
トテ緊要トスルナリ

第二 身分上ノ事件
凡ノ人ノ身分ハ裁判上能力ノ基礎ヲ成スル
トスレバ身分上ノ問題ハ尤ヒ重要ナルモ
トスレバ是レ則チ其決定ヲ始審裁判所及ヒ控訴院
ニ專任ニ治安判事及ヒ商事裁判所ヲ除ク
ト條理アルモ、如ク(第四百三十八條第二
項)

第三 資格上ノ争訟
訴訟法第四百二十六條ニ於テハ商事裁判所
裁判ヲ受クハ著、寡婦及ヒ相続人ハ訴訟ノ
再起ニ於テ其裁判所ニ召喚セラルルハ新訴件
ニ依テ其裁判所ニ召喚セラルルハ規定ニ以
テ其資格ニ付テ争訟アルハ一財産共通、寡婦

又ハ相續人ノ資格通常ノ裁判所ニ移シテ此点
ニ付テハ規定ヲ為サシメ而シテ後々商事裁判所
ニ於テ本案ノ裁判ヲ受ケシムルモ、同ノ精神ニ成
タリ而シテ第三十八條ハ之ト同一ノ寡婦カ共
リタルモ、テ第三十八條ハ之ト同一ノ寡婦カ共
通ノ制ヲ承讓シタルカ又ハ某ノ人カ相續人ナ
ルカヲ知ルノ点ハ他ノ數多ク疑点ヲ惹起シ且
フ至難ナル民法上ノ問題ヲ生スルハアルヲ以
テ豫メ之ヲ避ケシトスルニ在リ是レ則テ一大
争訟ノ場合ニ於テハ此問題ハ通常ノ裁判所ニ
於テ之ヲ断定スハトモ、此問題ハ通常ノ裁判所
（二四二一）然レテ受贈者又ハ入額所得者ノ資
格ニ付ト争訟アル場合ニ於テハ訴訟法第四百

二十六條ノ規定ト同一ノ方法ヲ設ケタル千六
百七十二年ノ勅令第十二章第十六條ヲ今日猶
ホ適用ヒサルカラス其理由ハ訴訟法第四百
二十六條ニ記載シタル資格上ノ争訟ニ於ケル
ト同一ナルヲ以テテ加シテ新法第三十
八條ハ資格上ノ争訟ニ付キ一般ニ規定シタル
モ、ニテテ財産共通ノ制ニ於ケル寡婦又ハ相
續人ノ資格ニ関スル争訟ノ為メニ設定シタル
（二四二一）然レハ商事裁判所カ常ニ言渡シ得
ハキ所ノ存在ニ付テハ資格アリ則ケテ商法ノ問
題ニ関シ且ツ商事裁判所カ其管轄ヲ有シテ當
初ノ裁判官タリシ時ニ於テハ商人タルノ資格

是レナリ亦他ノ一方ヨリ論スレハ身分ト能力
又ハ其結果タル不能力ト混同スレハ力ラズ故ニ
某ノ人カ切者ナルヲ証明セラレタルトキハ
商事裁判所ハ証書ノ効力ニ付キ其身分ノ影響
、判定スルヲ得ヘシ
（二四二三）商事裁判所ニ召喚セラレタル被告
人ヨリ純然タル民事上ノ債権ニ付キ相殺ニ於
ケル故障ノ申立ヲ為スル及ヒ其債権ニ付テハ
争訟カ善意ニ出ツルハ商事裁判所ハ此點ニ
付キ裁決スルヲ得ヘキヤ
吾人ハ商事裁判所ノ管轄ハ商事ニ之限リ関
涉スレトノ理由ニ基キ千八百八十年ノ商法ニ
依テ之ヲ否決スルノ説ヲ述ベタリ則チ吾人ハ

今日第三十八條ノ明文アル以上ハ此問題ハ及
對ノ意義ニ之ヲ断定セサルカラサルノ意見
ヲ抱持スルナリ蓋シ本條ニ於テ定メラレタル
一般ノ原則ハ主タル訟求ニ付キ裁決スルニ管
轄裁判官ハ之ニ交渉スル迄テノ附帶事件ヲモ
裁判スルヲ得ヘキニ在リ且ツ法律ニ於テハ
偽造ノ訴、身分上ノ事件及ヒ資格上ノ争訟ニ非
サレハ變例ヲ設ケス然シテ其變例タル例外ニ
非サル場合ニ付テハ規則ヲ確認シタルカ故ニ
被告ノヨリ故障ヲ申立タル相殺ハ一般ノ規則
中ニ含入スルニ付キ附帶ノ事件ヲ設定セリ而シテ
新法ノ精神ハ此説ニ適合スルモトス報告書
ニ託スル所ヲ見ルニ附帶ナル文字ハ尤モ廣汎

、意味ニ用キラレ且ク新制度ハ劇裂ナル論議
ヲ防制ニ而シテ出訴人ヲ乙テ迄滞及ヒ無益ノ
費用ヲ避ケニムルコトヲ期セリ故ニ商事裁判
所ノ裁判権ヲ擴充シ以テ一ノ裁判所ヨリ他ノ
裁判所ニ移送スルコトヲ省カニトシタリ然レ氏
是レト目一ノ決定ハ真ノ相殺ニ非ラズニテ氏
事、理由ニ本キタル及請ノ訟求ニ関スルハ
適用スヘカラス第三十七條ノ法文ニ斯ノ如キ
訟求ハ主タル事件ト看做スヘキモノニテ商
事裁判所ニ屬スヘカラサルモノトセリ
(二四二四) 訴訟法第四百三十七條ノ法文ニ若
シ差出ミタル證據書カ認定セラレハ又ハ拒絶セ
ラレ又ハ偽造ナリト主張セラルルハ一方

、若ク之ヲ使用スルコトヲ固執スルハ裁判
所ハ之ヲ判決スヘキ裁判官ニ其事ヲ移付シ
且ツ主タル訟求ノ裁判ヲ猶豫スヘキ然レ氏
其証書カ訟求中ノ一事項ノニ関スルハ裁
判所ハ他ノ事項ヲ履行スルコトヲ得ヘキ
此規則ハ証書カ偽造ナリト主張セラルル場合
ニ於テハ尚ホ之ヲ適用スヘキ然レ氏差出ニ夕
ル証書カ認知セラレハ又ハ拒絶セラレタルハ
ハ最早之ヲ適用スヘキ審判人ノ裁判官ヲ乙テ訴
訟手續ノ總テノ附帶事件ニ付キ裁判官ニ得ヘキ
ノ理由反ヒ偽造ノ訴ヲ取除ク所ノ第三十八條
カ書類ノ驗真ニ於ケル訟求ニ對シテハ沈黙ニ

付シ去リタルノ理由ニ依リ自カラ花押又ハ書
 類ノ驗真ヲ為スルヲ得一シ而シテトニセシ
 報告ヲ掲クレハ乃チ如シ
 草案編纂者ハ書類ノ驗真ニ對シテ
 方則ヲ採用シタリ第三十八條第一項ノ一般ニ
 シテ絶対的ナル明文ニ對シテハ治安事及ヒ
 商事裁判官ハ訴訟ノ本案力其管轄ノ區域ニ屬
 スルハ其附帶ノ事件ヲ自今裁判所ハ又主
 タル訴求ノ單一ナル附帶事件ト看做シタル
 担保及ヒ干與ニ於ケル訴求ニ付テモ亦同一
 ルモトス
 (二四二五) 管轄違ノ例外ニ於テ第三十八條末
 項

權限ニ非サル管轄違ノ申立ハ職掌ノ權限ニ係
 ルハ或ハ事件ニ依ル中ハ公ノ秩序ニ関スル
 モ、ナリ是レ則チ權限ニ非サルカ為メ、管轄
 違ニ付キ裁判シタルハ勿論主タル訴求ノ價格
 五百ヲラニ至ラサルハト至ル猶ホ受理セラ
 ルハキ所以ナリ第三十八條末項此條カ職務
 管轄ニ非サル即チ絶対的ト區別セシテ權限ニ非
 サルカ為メノ管轄違ヲ況ク規定ニタルカ故ニ
 官舎スル所ノ規則ハ何レノ場合ニ於テ差別ナ
 ク適用セラレルハキナリ乃チ法律上何等ノ區
 別スル場合一カナリ區別スルカハ蓋シ權限
 ヲモ設ケサル場合ニ區別スルカハ蓋シ權限

遺志ニ非サル種々ノ場合ニ於ケル差等ハ立法者ノ
ニテハ新法律ノ編纂者ハ旧慣ニ依ラシク之ヲ外ニ
タルルヲ知ルハ法律ノ編纂者ハ其裁判管轄ニ依
ハル同時タリトモ控訴ノ方法ヲ以テ之カ取諸ヲ
上訴スルヲ得セシムル所ハ訴訟法第四百二
十五條ハ管轄違ハ性質如何ニ拘ハラヌ其例外
ヲ裁決スル迄テハ裁判ヲ包含スハ其例
大率是認スル所タリ
トニヒシ氏ノ報告ニ徴スルニ第三十八條ハ管
轄違ハ申立ニ關スル事項ニ對テ襲用シタル慣
例ニ準拠シタルモノナリ蓋シ裁判管轄ノ秩序
ハ直接ニ社會一般ノ利益ニ關係スルモノナリ

此道理ニ依リ下等裁判官ヨリ上等裁判官ニ
對スル上告ハ常ニ本件ニ對テ認訴セラレシ
ヲ要ス
ニ四二六) 管轄違ハ申立ヲ除ク外附帶事件
ニ對テハ裁判及ヒ豫審ノ裁判ハ控訴ノ受理不
受理ニ關シ主タル訴訟求テハ(第三
十條未項)故ニ控訴ハ主タル訴訟求カニ(第
三十七條)以上ノ價額ヲ有スル件ニ非サレハ受理
セラレサルモトス(第十六條)
ニ四二七) 土地ノ管轄ヲ論究スルノ前ニ於テ
吾人ハ商事裁判所カ在スルニ於ケル商事
々件ヲ裁判スルカ為メ始審民事裁判所ノ管
轄ヲ有セサルハ絶對的ニ始審民事裁判所ノ管
十七

扱ニ依リ其管轄違ノ申立ニ對シ異議ナキ中ト
雖モ此民事裁判所ニ於テ職權上之ヲ言渡サ、
ル一カラサルヤヲ考究セトス(訴訟法第四百
二十四條)

千八百七十六年六月二十三日ノグワシ控訴院
ノ判決ハ一等代官長ナルトホエ氏ノ著明
ナル求刑ノ論結ニ基テ下ニタルモノニテ即
チ此問題ヲ然リト断定シタルナリ
吾人ノ意見ヲ以テスレハ此決定ハ其當ヲ得タ
ルモノトス
以前ノ法制ニ於テハ治安利事及ヒ商事裁判所
ハ非常即チ例外ノ裁判權ニ非サレハ之ヲ有セ
ザリシモ始審裁判所及ヒ控訴院ハ民事々件ニ

付テハ完全ナル裁判權ヲ有ス一キエト佛蘭西
ノ大審院ト共ニ數多ノ民事裁判所カ商事々件
ニ對テ絶對的方法ヲ以テ其管轄ヲ有セサル
トノ事ハ一般ニ識認セサル所ナリ蓋シ被告ハ
必ス管轄違ヲ以テ故障ノ申立ヲ為ス一ヲ得ハ
ニ若シ然ラズ被告ノ申立ヲ為サ、ル中ハ
其事件ヲ處理セタル裁判所ハ吾人カ及覆陳述
セル學說ニ從ヒ職權ヲ以テ管轄ニアラサル旨
ヲ公告スルノ義務ナキナリ
此學說ハ千八百七十六年三月二十五日ノ法律
ノ明文ト精神トニ反對スルモノ、如シ
第一條ノ明文ニ裁利管轄ハ次ニ定ムル所
規則ニ從テ執行スヘシ又原被告双方ヨリ之ヲ延

期スルヲ得ズ但シ法律ニ於テ別ニ規定シタ
ル場合ハ此限ニ在ラズ
蓋シ裁判權ハ新法律ニ定メタル規則ニ依テ行
ハサルヘカラス又新法律ニ指示シタル場合ニ
非サレハ延期スヘカラス故ニ此前提ニ由テ生
スヘキ結果ハ乃チ法律ノ明文ヲ以テ民事裁判
所ノ職掌中ニ商事案件ヲ列記セサル片ハ民事
裁判所ハ商事案件ヲ裁判スルカ為メニ管轄ヲ
有セサル是レナリ則チ斯ノ如キ法律ノ明文
ハ決シテ成立セサルヲ確言スルコトヲ得ヘ
之ニ及ニ真ニ對シ憲義ニ於ケルモノアリ
則チ其管轄ヨリ其事件ヲ除去スルモノトス
法律第八條是レナリ今其明文記スレハ左ノ如
シ

シ始審裁判所ハ治安判事、商事裁判所及ヒ
市裁判所ニ屬スル事件ヲ除クノ外一切ノ事件
ノ裁判スベシ
斯ノ如ク明文ニ對シ治安判事、商事裁判所及ヒ
工事裁判所ハ例外ノ裁判權ニ非サレハ之ヲ有
セズ若クハ其裁判權ノ法律カ明ニ其職掌内ニ
排列シタル事件ニ限リシタルニ始審裁判所ハ
第八條ニ指定シタル例外ノ依リ制限セラ
ル、所ノ一般ノ管轄ヲ有スルトノ意義ニ由リ
民事案件ニ付テハ通常ノ裁判官タルコトヲ認
定スルヲ要ス然レニ始審裁判所カ通常ノ裁判
管轄ヲ構成スルニ付テハ其管轄邊ノ申立、ハ
於テハ商事案件ニ付テモ判決ニ付テモ申立、ハ

論結人々カフ人此學說タル既ニ陳腐ニ屬セニ
性昔ノ制度(王侯ノ裁判、特權ノ裁判、組合裁判)ニ
基キタルモノニテ千七百九十年ニ於テ憲法
議會カ改正加ハタル以テ新法律ヲ以テ定メ
タル裁判所構成ノ原則ト而立行スルカ
ルモノトス然レモ第八條ニ付テ代議院ニ於テ
議論沸騰ニタル際ニ管轄違ニ付テノ移付ノ
名義ヲ論究スルニ至ルマテ此點ニ付テ確定ノ
決斷ヲ下スコトヲ延引ニタルヲ注意スベシ
是ヲ以テ立法者ハ未タ最後ノ決定ヲ為サ、リ
之ヲ知ルベシ
(二四二八) 千八百八年ノ法律第六百三十六條
及ニ第六百三十七條ノ規則ハ乃々為替手形及

トノナレドモ今日ニ於テハ既ニ目的ナキモノ
トナレリ凡ソ約束手形ナリモノハ為替手形ノ
如ク商事ノ所為ナル故ニ法律ニ由テ商事ト
看做ニタル行為ニ係ル争訟ヲ商事裁判所ノ管
轄ニ屬セシメタル新法律第十二條ノ規則ヲ悉
皆之ニ適用スベシ之ヲ要スルニ第六百三十六
條及ニ第六百三十七條ニ定メタル規則ハ今日
之ヲ廢止スハキナリ是ヲ以テ領事裁判權ハ若
シ其争訟カ商事ノ行為ニ關係スルハ其權限
内ニ在ルモ之ニ及スル場合ニ於テハ乃々其管
轄ヲ有セサル
第二款 土地ノ管轄(千八百七十六年
三

三月二十五日ノ法律第三十九條及

七其次條

第三十九條

被告人住所ノ裁判官ハ獨リ訴訟ヲ審理スル
ノ管轄ヲ有ス但シ法律ニ定メタル變更及ヒ
例外ハ此限ニ在ラズ
若シ被告人数名アルハ原告人ノ撰擇ヲ以
テ其中一名ノ住所ノ裁判官ニ訴訟ヲ提出ス
シ住所不分明ナルハ其現住居ヲ以テ之
ニ充クヘシ

要旨

(二四二九) 第三十條ト訴訟法第五十九條ト
ノ類似

(二四三〇) 証書執行ノ為メニ住所ヲ送定シ

タル場合

(二四三一) 被告人数名アルハ其場合

(二四三二) 住所不分明ナルハ其居住地ニ

於テスヘシ

(二四三三) 訴訟法第四百二十條ノ規則ハ新

法律第三十九條及ヒ第四十二條ノ規則ヲ

以テ之ニ代ヘタリ

註釋

(二四二九) 第三十九條ハ千八百六年ノ訴訟法

第五十九條第一項第二項ニ代ユルモノニシテ

著シク之ニ改正ヲ加ヘラレタリ乃チ右第五十

九條ニ拠レハ只ク對人權ノ事項ニ關セリ則チ

之ヲ詳言スルハ債權ヲ訟求スルニ付テハ其任
所ノ裁判所ニ召喚セラルベシ若シ其住所ノ不
分明ナルハ其居在地ノ裁判官ノ面前ニ呼出
カレハキリ是レナリ第三十九條第一項ノ規則
ハ更ニ之ヲリモノ一般ニ涉ルモノナリ則チ新法
ニ於テハ對人權ト對物權トノ事項ヲ區別セカ
ルノミナラズ動産ト不動産トノ事項ヲモ區別
セスレテ絕對的ノ方法ヲ以テ左ノ如ク規定シ
タリ「被告ノ住所ノ裁判官ハ獨リ訴訟ヲ審理
スルノ管轄ヲ有ス但シ法律ニ定メタル變更及
七例外ハ此限ニ在ラズ(第三十九條第一項)是レ
往昔ノ格言ヲ及覆シタルモノニ過キス原告ハ
被告ノ裁判管轄ニ從フ然レモ亦其意ヲ擴張シ

タルモノト云フハ凡ソ法律ノ明文カ被告人
住所ノ地ノ裁判所ヨリ他ノ裁判所ニ特別ノ裁
判管轄ヲ付與セザル場合ニ於テハ即チ被告人
住所ノ裁判所ハ前述規則ニ依テ其管轄ヲ有ス
ルモノトス
二四三〇 第三十九條ニ記シタル住所ハ現
ノ住所ヲ云フナリ然レモ住所ヲ選定スル場合
ニ於テハ次ニ記スルカ如ク民法第百十一條ノ
規則ヲ適用スルモノトス「箇ノ認書ニ雙
方ノ者又ハ其中一方ノ者カ其認書ノ執行ノ為
ニ現實住居ノ地ヨリ更ニ他ノ地ニ於テ住所ヲ
選定スル旨ヲ記シタルハ其認書ニ関スル書
類送達、訟求、訴訟手續ハ其合意ニ付テハ其任
所ニ付テハ其任

ヲ為シ及ヒ其住所ノ裁判官ニ對シテ之ヲ為ス
トヲ得ベシ(第四十三條參看)
(二四三二) 若シ被告人數名アルハ云々(第三十
九條第二項)

ジユホシ氏ノ報告ニ曰ク若シ被告人數名アルハ
ハ裁判所ノ選擇ハ原告人ニ屬スハ蓋シ此ニ
ハ必要上勢ヒ規則ノ消滅ヲ未タスモノトス然
レモカレシシヤウホシボリタリル三氏ノ説ノ如
ク之ヲ解散シ而シテ判例カ確然之ヲ決定シタ
ルカ如ク被告人ハ均一又ハ一樣ナル方法ニ依
テ強制セラレハク又ハ二個ノ訴訟ノ間ニ察接
ノ關係ヲ有スヘク若クハ原告人ハ主タル被告
人ヲ當該ノ裁判官ヨリ引離スル機會ヲ得ルカ

為メニ數多ノ對手人ヲ受クテヲ得ガレナリ而
シ法律ノ草按ハ此事ニ関シ毫モ改正ヲ加ヘタ
ルトコロトシトス
(二四三二) 「住所不分明ナルハ其現住居ヲ以
テ之ニ充ツヘシ(第三十九條末尾ノ規則)」
原則上ヨリ論スルハ凡ソ白耳義國ニ於テハ
住所ヲ有スルヲ必要トス則チ人民ハ其生レタ
ル地ハ一ノ住所(出生ノ住所)ヲ有スルモノニ
更テニ他ノ住所ヲ得サル以上ハ之ヲ保存スル
モノトス又一方ヨリ論スルハ新ニ得タル住
所ハ三回目ニ於テ之ヲ交替スルマデハ保存シ
順次之ニ倣フベシ然レモ現住居ヲ以テ之ニ充
ルナリ此場合ニ於テハ現住居ヲ以テ之ニ充

用スルモノトス
(二四三三) 一般ノ規則ニ拠シハ被告人ハ其住
所ノ地ノ裁判官ノ面前ニ呼出サレバ之而シテ
商事ヲシテ抄取ラシメ及ヒ之ニ関スル争訟ノ
裁判ヲ迅速ナラシムルカ為メニ訴訟法第四百
二十条ハ此規則ニ須要ナル改正ヲ加ヘタリ本
条ノ法文ニ依リ原告人ハ自己ノ選擇ニ任セテ
左ノ裁判所ニ被告人ヲ呼出サシムルヲ得ヘシ
第一 被告人住所ノ裁判所
第二 約束ヲ為シ且ツ商品ヲ引渡シタル地
ヲ管轄スル裁判所
第三 辨濟ヲ為スル地ヲ管轄スル裁判所
故ニ此三箇ノ裁判所ハ争訟ヲ裁判スルカ為メ

ニ皆ト同時ニ其管轄ヲ有スルコトアリ蓋シ第四
百二十条ノ規則ハ現今第三十九条及ヒ第四百
二条ノ規則ヲ以テ之ニ代ヘテシタリ而シテ第
十九條ニハ被告人ノ住所又ハ住居ノ地ノ裁判
官ノ面前ニ被告人ヲ呼出スルヲ許シ第四百二
条ニハ義務ヲ生シタル地又ハ義務ヲ執行スル
ク又ハ義務ノ執行ニタル地ノ裁判官ノ面前ニ
被告人ヲ呼出スルヲ許セリ此最後ノ規則ハ乃
テ吾人カ第四十二条ノ註釈ニ於テ説叙セリカ
如ク此時ノ法律ノ簡易ニ為シタルモノトス

第四十條
第四十一條
國家其他ノ法人ニ對スル訴件ハ其解散ノ設

置セラレタル地ノ裁判官ニ提出スヘシ但シ
以下ノ規定ヲ適用スルコト妨ケス
然レモ租税事項ニ於テハ其徵收ヲ為スヘキ
事務局所在地ヲ管轄スル裁判官ニ訴件ヲ提
出スヘシ

第四十一條

會社ハ其主タル設立場所有スル地ノ裁判所
ニ召喚セラレハシ

要旨

(二四三四) 會社ハ一個人ノ如ク會社カ其主
タル設立場所所在地ヲ管轄スル裁判官ノ
面前ニ召喚セラレ、コトヲ得ベシ
(二四三五) 如何ナル會社ニ第四十一條ヲ適

用人、ノ、ノ、ノ

(二四三六) 他ノ裁判所ハ會社ノ住所ノ地ノ
裁判所ト共ニ同時ニ其管轄タルコトヲ得ベシ

註釈

(二四三四) 第三十九條ノ法文ニ拠レハ被告
ハ總テ其住所ノ地ノ裁判官ノ面前ニ召喚セ
ルベキトス、而シテ第四十一條ハ會社ニ對
シ之ト同様ナル規則ヲ設ケ且ツ其規則ハ特
別ニ商事會社ニ適用セリ會社カ其主タル設
場所在ノ地ノ裁判官ノ面前則チ之ヲ詳言ス
ハ會社ノ所在スル地又ハ或ル事業ヲ經營ス
地又ハ會社ノ事務所ヲ設ケタル地ハ乃チ其住

所トシテ管轄裁判官ノ面前ニ召喚セラルヘキ
モノトシタルハ一個人ニ準則ニタルモナリ
蓋シ會社カ大約チ大小輕重ヲ同フスル数多ノ
設立場ヲ有スルアリ如キ場合ニ際シテ
會社ノ住所如何ヲ決定スルハ其狀況ニ從フ
ベキモノトス此點ニ付キ絶對的ノ規則ヲ定ム
ルハ其有形上ニ於ケルト無形上ニ於ケルト
分タス為シ得ヘキ所ニ非ザルナリ
(二四三五)斯ノ如ク會社カ召喚セラルヘキモ
ノト為スニハ先ツ會社カ成立スルトテ要ス則
チ之ヲ詳言スレハ會社カ社員ノ一個人タル資
格ト異ナリタル法律上一個人ノ資格アルトテ
要ス斯ノ如キハ乃チ合名會社、差金會社、單一又

ハ株券會社、無名會社及ヒ共會社ニ於ケル場
合ナリト人又鑛山開採會社、家屋建築會社、共濟
會社、二三ノ慈惠講社ノフトルダラムノ、不
置シタル會社、又ハアソビニルノ工業ノ為メニ設
設置シタル會社、相互救濟組合等ノ如キモノモ
亦前記會社ノ中ニ附加スルトテ得ベシ然レモ
民事會社ハ無形人ヲ設定セザルカ故ニ第四十
一條ノ規則ヲ之ニ適用スベカラズ原告人ハ社
員ヲ個々呼出ストテ得ベキ其固有ノ成立ヲ
有セザル結社ヲ召喚セシムルト能ハザルナリ
(二四三六)第四十一條ハ會社ノ設立場所所在
地ノ裁判官ノ面前ニ會社ヲ召喚スルコトヲ許

スト雖モ之カ為メ會社ハ必スシモ此ニ名喚セ
テルハモモト謂フニハ非ラズ他ノ裁判所ハ
現定住所ノ地ヲ管轄スル裁判所ト共ニ同時ニ
其管轄タルトテ得ベシ故ニ會社カ若シ明約又
ハ暗約ヲ以テ一事業ヲ經營スルカ為メニ住所
ヲ選定シタルモ例ハ支店ニ於ケル事務所ヲ
定ムルモ其訴件ハ第四十三條ノ法文ニ提リ
其住所ノ地ヲ管轄スル裁判官ハ面前ニ之ヲ提
出スベシ加之ヲ一人ニ於ケルカ如ク動
産ノ事件ニ付テハ其訴件ハ住所ノ地ヲ管轄ス
ル裁判官ノ審判ニ付セズニテ義務ヲ行ヒタル
地又ハ義務ヲ行ノハ地又ハ義務ヲ行ヒタル
地ヲ管轄スル裁判所ニ提出スルコトヲ得セシ

ムル所ノ第四十二條ノ規則ヲ尚ホ之ニ適用ス
ルヲ得ベシトス

第四十二條

動産ニ関スル事項ニ於テハ其義務ノ生シタ
ル地又ハ其義務ヲ執行スヘク若シタハ執行
シタル地ノ裁判官ニ訴件ヲ提出スルコトヲ得
ハシ

要旨

(二四三七) 第四十二條ニ動産ノ訴ノミヲ規

定シタル理由

(二四三八) 第四十二條ト訴訟法第四百二十

條トノ比較

(二四三九) 第四十二條ノ規則ハ義務ノ本原

如何ニ拘ハラズ之ヲ適用スベシ
(二四四〇) 一ノ義務カ生シタル場所ノ如何

ヲ知ルノ點ニ関スル二三ノ困難ノ考究
(二四四一) 第四十二條末尾規則ノ本源及

理由(二四四二) 管理違ノ申立タル場合ニ於テ裁
(二四四三) 判所ハ其權限ニ付テノ裁判ヲ為ス

之
(二四四三) 義務ヲ執行スヘキ地ナル法文ノ

意義註叙

(二四三七) 第四十二條ノ法文ニ動産ニ関スル
事件ニ付テハトアリ是レ第四十六條ノ法文ニ

不動産ニ関スル事件ニ付テハ其訴訟ハ不動産
ノ所在スル地ノ裁判官ニ提出スベシトアルカ

故ナリ加之ナリ又商事案件ニ付テハ其訴訟ハ
常ニ動産上ノ權利ヲ目的トスルニ在リ何トナ

レハ不動産ヲ再賣シ又ハ之ヲ貸貸スルカ為メ
ノ不動産ノ買入ハ商事ノ行為ヲ設定セザルナ

ハ新高法第二條ノ註叙中ニ吾人カ既ニ説叙シ
タルトコトアルカ故ナリ

(二四三八) 第四十二條ノ規則ハ乃々訴訟法第
四百二十條ニ拠リタルモノナリ今其條款ヲ舉

クシハ乃々左ノ如シ
原告人ハ自己ノ選擇ヲ以テ被告人ヲ左ノ裁

判所ニ呼出サシムルヲ得ベシ

被告人住所ノ裁判所
 約束ヲ為シ且ツ商品ヲ引渡シタル郡ヲ管轄
 スル裁判所
 辦濟ヲ為スハキ郡ヲ管轄スル裁判所
 新法律第四十二條ニハ被告人ノ住所ニ付キ既
 ニ規定スルトコトハ是レ此裁判所ノ事ハ前
 條ニ於テ記載セラレタルヲ以テナリ(第三十九
 條參看)
 約束ヲ為シ且ツ商品カ引渡シタル郡ヲ管轄ス
 ル裁判所ニ被告人ヲ呼出スルヲ許シタル訴訟
 法第四百二十條ノ規則ハ幾多ノ異論ヲ惹起シ
 タルヲ以テ近世ノ立法者カ義務ヲ生シタル地
 方管轄スル裁判官ノ面前ニ被告人ヲ呼出スル

キテ認許セル第四十二條ノ規則ヲ以テ之ヲ
 代ヘ以テ之ヲ解除スルニ及ビタル所ナリ一方
 ヨリ之ヲ論スルハ并濟ヲ為スヘキ郡ヲ管轄
 スル裁判所ハ義務ヲ執行スヘク又ハ執行シタ
 ル地ヲ管轄スル裁判所ニ代ハラレタリ(第四十
 二條)而シテ此法律第四十二條ハ一個人ノ利益
 ヲ目的トスル所ノ商事又ハ民事上ノ諸訴訟ニ
 關係スルモ訴訟法第四百二十條ハ特ニ商事ノ
 事件ニ拘ハレリ
 (三四三九) 第四十二條ノ規則ハ一般的ノ
 トス故ニ義務ノ本源如何ニ拘ハラス此規則ハ
 之ヲ適用スベシ蓋シ其義務ノ契約犯罪、準契約
 又ハ準犯罪ニ由テ生シタルヤ否ヲ區別スルヲ

要セス何レノ場合ニ於テモ義務ヲ生シタル
 地ハ如何又ハ其義務ヲ執行スハク若クハ之ヲ
 執行シタル地ノ如何ヲ考究スルヲ以テ足レリ
 トス則チ獨逸ノ普通法及ヒ伊太里ノ法律ニ採
 用シタル羅馬ノ契約裁判管轄是レナリ
 (二) 四四〇) 一ノ義務カ契約ニ由テ生シタル片
 ハ其義務カ如何ナル地ニ於テ生シタルヤ之ヲ
 換言スレハ契約カ如何ナル地ニ於テ締結セラ
 レタルヤヲ定ムルカ為メニ住マ甚タ困難ナル
 ノアリ故ニ吾人カ主タルニ三ノ場合ヲ論究セ
 ントス
 (イ) 通信ニ由テ締結セラレタル契約カ實際
 為ニタリト看做スハ一般ノ説ニ拠レハ供

給又ハ需要ヲ為ニタル者ノ發言カ美諾セ
 ラレタル場所ヲ云フナリ故ニ一般ニ其通
 信者ノ供給又ハ需要ヲ美諾ニタル者ノ住
 所ニ於テスルモノトス何トナレハ契約ヲ
 締結スルカ為メニ必要ナル第二ノ意思ヲ
 表明スルヲ以テナリ
 此學說ハ乃チ關係人ノ知悉セサル意思カ成立
 セサレモノト看做ニタルニ基キ供給又ハ需要
 ノ本人カ美諾ヲ認メタル後チニ非サレハ契約
 ヲ締結セサルヲ主張ニタルデラマール及ヒ
 ポアトワニ氏ノ説ニ由テ駁撃セラレタリ依
 テ一般ニ其固有ノ住所乃チ通信者ノ書牒ヲ受
 取リタル場合ヲ指稱スルモノトス

此議論ニ對シテ満足ナル答辨ヲ為サントスル
ハ至難ナルモノトス然レ氏反對ノ習慣カ之ニ
優リ且ツ其ノ由テ来ルトコロ基クハ「ジュツ
」
之ニ準拠セシテタルトコロナルヲ以テ吾人
ハ之ニ
（二）
旅行中洩出手代ヨリ買入ヲ為シタル場
合ニ於テハ左ノ如ク區別スルヲ要ス
第一 洩出手代カ其主人ヨリ賣拂ノ委任ヲ
受ケタル中ハ其賣拂ハ買主ノ住所ニ於テ
為シタルモノト看做サルベシ何トナレハ
契約ニ必要ナル二個ノ意思ノ合同ヲ得タ
ルハ其住所ナルカ故ナリ
第二 洩出手代カ唯注文ヲ受ケテ之ヲ主人

ニ致スノ委任ノミヲ受ケ之ニ應スルト否
トハ主人ノ自由ニ在ル中其美諾ノ場合ニ
於テハ主人ノ住所ニ於テ契約ヲ取結フハ
キモノトス是ヲ以テ其契約ハ洩出手代カ
受ケタル注文ノ后キニ非ラサレハ成立セ
ザルモノニシテ其間ハ二個ノ意思ノ合同
ヲ得ザルモノナリ
然レ氏佛國ノ大審院ノ判決ヲ確認シタル数多
ノ學者ハ此區別ヲ排斥シ而シテ契約カ買主ノ住
所ニ於テ締結セラレモ右注文ニシテ主人ノ美
諾スハキ場合ニ於テモ其主人ノ美諾ハ民法第
百七十九條ニ從ヒ契約ノ日ニ迄遡ルハキ効

カヲ以テ為ス所ノ認可ノ一種ナルカ故ナリ
此問題ニ付テ判例要旨ノ大ナル異殊ハ
代ノ権力ノ區域ニ関スル困難カ法律上ノ疑点
ヨリモ寧ロ口事實ノ疑点ニ係ルニ在リ故ニ各般
ノ場合ニ於テハ景状ヲ商量ニ及ヒ相方ノ意向
ヲ考究スルコトヲ要ス之ヲ概言スレハ
ハ賣拂ヲ為スコトヲ得ベシ而メ其契約ハ買主ノ
住所ニ於テ締結セラレタルモノト看做スハキ
ナリ
三四四一 第四十二條ノ法文ニ拠レハ訴訟ハ
義務ノ執行セラルハキ地又ハ其ノ既ニ執行セ
ラレタル地ノ裁判所ニ尚ホ提出スルコトヲ得ベ
シ此最終ノ文字ハ代議士院ノ委員ヨリ提出ス

タル修正ノ後付加セラレタルモノニテ報
告委員登ボシ氏ハ左ノ如ク之カ理由ヲ述ヘタ
リ

義務カ執行ノ前ノミニ非ラスニテ其後ニ困
難ヲ生スルコトアリ乃チ双方ノ者カ此執行ニ
付キ一致セス例ヘハ契約ヲ不充分ナリトシ
又ハ約定ニ違背スルト看做スカ如キ場合は
レナリ
提出セラレタル法文ニ拠レハ其義務カ未タ
執行セラレサル中ニ非ラサレハ爰ニ規定ス
ル所ノ例外ノ管轄ヲ許サバモノ如ク
ノ如キハ乃チ其法文ノ因テ草定セラレタル
主意ニ依ラザルハ吾人ノ信用スル所ナリ
ク

ソ何レノ場合ニ於ケルモ二箇ノ設例ノ間ニ
區別ヲ為スハキ何等ノ道理アルヲナシ且ツ
之ト同一ノ條理ハ均一ナル解釈ノ為メニ差
引スハキナリ
記(二)四四二
義務カ其成立又ハ其有効ナルヲ付キ争ハ
レタル中其義務ノ生ズタル地又ハ執行ノ地
ニ付キ議論ノ起ル中此ニ定メタル特別ノ地
管轄ハ住所ノ裁判所ノ一般ノ管轄ニ代ユル
カ為メニ消滅スベキモノナリ
此說ハ吾人ノ意見ニ因レハシポソ氏ノ報告書
中熱心ニ論駁セラレタルハ其當ヲ得タルモノ

トス
然レモ其事件ヲ裁決スヘキ裁判所ハ義務カ
此裁判所ノ管轄内ニ於テ生セス若クハ執行
セラレサルヲ稱言シテ以テ其住所ノ裁判所
ニ移附セララルヘキ旨ヲ被告人ヨリ請求シタ
ル中又ハ稱言ニタル義務カ無効又ハ成立セ
ザル旨ヲ主張ニタル中ハ其事件ヲ管轄スル
裁判所ナルヤ
委員ハアラー氏ノ反對ナル意見アルニ
拘ハラス之ニ對シ是認ノ答弁ヲ為スニ躊躇
セザリキ
第四十二條ノ特別ノ管轄ハ義務ノ成立又ハ
有効ナル事ニ付キ若クハ義務ノ生ズタル地

又ハ其執行ノ地ニ付キ議論ノ起リタルハ
消滅スハシト言フハ則チ第四十二條ノ適用
カ被告ノ原意ニ屬スルモト云ニ同シ凡
ソ通常ノ争訟ハ裁判所ヲシテ強テ其管轄ニ
非ラサルヲ公告セシムルカ為メニ充分ナ
リトス
報告員ハ其後カレレ氏ノ著書ヲ引証セタリ其
言ニ依レハ管轄ニ非ラサル例外乃チ何人トモ
氏裁判所ニ對シテ故障ヲ為スゴトニ此裁判所
ハ之ヲ検査スルノ權利ヲ有セリ然ラカシバ純
華單一ナル引証ハ其裁判管轄權ヲ無効ニ歸セ
シムルヲ適當ナリト言フモノニシテ之ヲ拘束
シテ動作スルヲ妨クルモノト云ハサルヲ得

ス此ノ如キハ則チ認定スヘキ事ニ非サルベシ
第四十二條ハ法文討議ノ中ニシテ左ノ答弁ヲ為シ
委員ノ説ニ同意ナルヤ否ノ点ニ付キ司法大臣
ニ説明ヲ求メタリ
ラシセル氏ハ之ニ對シテ左ノ答弁ヲ為シ
リ曰クシヅポン氏ノ報告書中ニ於ケル議院ノ委
員ヨリ説明セラレタル理由ハ確乎タルモノ
如シ且ツ拙者ハカレレ氏ノ説ヲ引用シテ以テ
之ヲ決定スル所ノ委員ノ如キ其提出セラレタ
ル問題ヲ断定スルニ躊躇セサルナリ
三四四三
義務カ報行セラルヘキ地ノ裁判所ニ提出スル
ヲ得ベシ双務ノ契約ハ往々異ナリタル場所

ニ於テ執行セラルヘキ数多ノ義務ヲ生セリ例
ハハ賣主カブリセルニ於テ賣渡ニタル商品
ヲ引渡シ買主カリルニ於テ其代價ヲ并濟
スヘキ賣買ノ契約ヲ為ニタル中ハ第四十二
ノ規則ハ如何ニテ適用スヘキヤ
新法律ノ法案討議ノ時ニ於テハ何等ノ說明ヲ
モ見出サズト雖トモ然レ氏立法者カ執行ニ得
ル所ノ義務又ハ其義務ノ全部或ハ幾分ヲ報行
セサル場合ニ於ケル損害賠償ヲ請求スルヲ
認定スルハ道理ニ適ニタルモノト云フヘレ故
ニ前記ノ設例ニ依リ若シ買主カ商品ノ引渡
要求シ又ハ引渡ヲ為サ、ルニ由テ損害賠償ヲ
請求ニタル中ハフリユセルノ裁判所ヲ以テ其

管轄トシ買主カ代價ノ并濟ヲ請求ニタル中
リハ決定ハ原告ハ被告ノ裁判管轄ニ從ハ
此ノ決定ハ原告ハ被告ノ裁判管轄ニ從ハ
格言ノ精神ニ全ク適合セルヲ認知セサル
得ス然レ氏并濟ヲ為サ、ルベカラサル
轄スル裁判所ニ被告人ヲ訴フルヲ許ニ付
訴訟法第四百二十条ハ并濟ノ請求ノミニ付
ハ裁判ヲ為サ、ルノ旨趣ヲ以テ一般ニ解
テレタリ而シテ并濟ヲ為スヘキ地ノ裁判
契約ニ関スル總テノ争訟ニ付キ其管轄ヲ有
特ニ買入レタル商品ノ引渡又ハ契約ヲ執行
ナルニ由リ買主ヨリ提起ニタル損害賠償ノ
訟ニ付キ之ヲ裁判スルカ為メニモ亦其管轄

有セリ然レモ新法第四十二條ノ起案ハ訴訟法
第四百二十條ノ起案ト其タ異ナルモニシテ
前記ノ學說ハ法律ノ明文ト精神トニ尤モ適合
シタルモノトス

契約執行ノ為メニ住所ヲ選定シタルモハ訴
件ハ此住所ノ裁判所ニ之ヲ提出スルヲ得

要旨

(二) 四四四 第四十三條ハ民法第一百十一條及
四四四 第五十九條ニ定メタル規則ヲ及

(一) 四四五 覆ニタルニ過キス
ノ選定ヲナシタル場合ノ利益ノ為メニ住所

(二) 四四六 住所ノ選定ノ効力ハ關係人ノ契
約ニ從テ變更スルヲ得ベシ

註釈

三四四 第四十三條ハ民法第一百十一條ノ規

則ト契約執行ノ為メニ住所ヲ選定スル場合ニ

於テ其選定タル住所ノ裁判官ニ訴訟ヲ提出

スルヲ原告人ニ允許スル所ノ訴訟法第五十

九條未項規則ト及覆ニタルニ過キサルナリ

而シテ本條ハ何等ノ義務ヲモ命スルヲナクシ

テ唯タ一ノ權能ヲ付与スルニ止マレルガ故ニ

原告人ニ於テ更ラニ可ナリト信スルハ乃チ

訴訟法第五十九條ノ規則ニ從ヒ其現實住所ノ
裁判所ニ被告人ヲ召喚セシムルヲ得ベシ

ル義務ニ付テハ尚ホ其管轄ヲ有スルト為スニ
在リ
草案ニ於テハ断然此説ヲ認定シタリ然レモ裁
判所ノ例外ノ管轄ヲ分派ノ後チ二個年ノ期限
ニ限定シテ而シテ第四十四条ト第四十七条トノ
權衡ヲ保持シテ蓋シ其理由トスル所ハ財産相
続ノ事項ニ付キ特別ノ管轄ヲ二年ニ限定シタ
ルハ全ク精算ヲ終ヘタル會社ニ関スル中ト同
一ノ主旨ニ基キタルモノナリ此二個ノ場合ハ
全ク同視セラレベキモノトス
三四四八 第四十四条ニ由テ定メラレタル管
轄ニ基キタル所ノ會社カ其主タル設存場ヲ有
スル地ハ既ニ吾人カ第四十一条ニ付シタル註

釈中ニ説明シタル規則ニ拠テ是ム可キモノト
ス何トナレハ而條同一ノ意義ヲ有スルカ故ナ
リ

(二四四九)

千八百八年ノ商法券五十一條ノ法

文ニ拠レハ凡ソ社負ノ間ニ於テ會社ニ関スル
事件ノ為メニ生シタル争訟ハ判断人ニ之ヲ裁断
スバシトアリ吾人ハ千八百七十二年五月十八
日ノ法律ニ由テ既ニ強判断ノ廢セラレタルハ
テ前文ニ説述シタリ是ヲ以テ券四十四條ハ
住所ヲ有スル一ヲ得ハキ商事會社則チ社負一
個ノ資格ト區別アル法律上ノ資格ヲ有スル會
社ニ適用スハキコト勿論ナリトス(千八百七十
三年五月十八日ノ法律券二條參看)

一時ノ結社及ヒ匿名會社ニ関シテハ法律上ノ
資格ヲ有セサルカ故ニ住所ヲ有スルトテ得ス
是レ依テ第四十條ハ此等ノ結社及ヒ會社
ニ適用スヘカウサルモノトス又法律ハ管轄ノ
規定ニ関スル事項ニ付テハ普通法ノ規則ニ從
フハキ杜負タル一箇人ノ外ハ之ヲ管知セサル
モノナリ

家資分散ニ関スル訴訟ハ其分散ノ開始セラ
ル、郡ノ裁判所ニ之ヲ提出スヘシ

要旨
第四十九條ハ殊異ナル法文ヲ以
テ訴訟法第五十九條第七項ノ規則ヲ採用

シタリ
第四十九條ノ註釈ニ関スル移送

(二四五〇) 第四十九條ハ訴訟法第五十九條

第七項ノ法文ニ僅々ノ改正ヲ加ヘタルモノナリ

則チ家資分散人ノ住所ノ裁判所ニ其管轄ヲ歸

セシムルノ代リニ第四十九條ハ家資分散ノ事

項ニ付キ生シタル争訟ヲ家資分散ノ開始セラ

レタル地ヲ管轄スル裁判所ニ提起スヘキモノ

トナセリ蓋シ此改正ハ緊要ナラサルモノトス

何シトナレハ千八百五十一年四月十八日ノ法律

第四百四十八條ニ依レハ家資分散ヲ開始スル裁

判所ハ分散人ノ住所ヲ管轄スル裁判所ナルカ

故ナリ

(三四五二)

吾人ハ千八百五十一年四月十八日

ノ法律未文ノ註釈ニ於テ家資分散ノ事項ニ付

キ生ズタル争訟ノ何物タルヤ詳細ニ説明シタル

リ故ニ今本條ノ註釈ハ之ニ譲リテ以テ爰ニ之

ヲ再述セサルヤシ

第五十條

原訴訟審理中ナル裁判官ハ擔保ノ訴及ヒ及

請ノ訴ヲ審理スヘシ但シ其職掌外ニ涉ルト

キハ其限リニアラス

訴訟審理中又ハ訴訟牽連ノ場合ニ於テハ訴

訟ノ審理ハ最初ニ受理シタル裁判官之ヲ掌

ルモノトス

要旨

(三四五二) 券五十條ノ原由。ジュポン氏報

告書ノ抜抄

(三四五三) 相殺ハ及請ノ訟求ト混淆スバカ

ラス

(三四五四) 券五十條ニ於テ是メラレタル規

則ニ関スル種々ノ適用

(二四五二) 註釈

担保ノ事項ニ付 訴訟法券五十九條券八項ノ法文ニ

ナル裁判官ノ面前ニ呼出サルヤシ又同法券百

七十一條ノ法文ニ「若シ同一ノ事項ニ付キ既ニ

他ノ裁判所ニ訟求ヲ為シタル中又ハ争訟カ他

ノ裁判所ニ於テ既ニ審理中ナル一箇ノ訴訟ニ
牽連シタル片ハ裁判管轄ヲ移スルヲ請求シ及
ヒ命令スルヲ得ベシト掲載セラレタリ
新法律第五十條ハ乃チ殊異ナル法文ヲ以テ此
條則ヲ採用シ而シテ之ニ及請ノ訟求ヲ附記セリ
今ジュポン氏ノ報告書中本條ノ理由トスルトコ
ロハ下文ニ記述スル所ヲ見テ以テ之ヲ知ルベ
シ

議院外ノ委員ハ訴訟法第五十九條第八項及
ト第百七十一條ニ於テ確認シタル現存ノ法
律ヲ維持スルニ止マレリ又該委員ハ第一項
ニ於テ主タル訴訟ヲ審理スル裁判官ノ権力
ニ加フルニ數年來断例ニ徴シテ認許セラレ

、所ノ制限ヲ以テシタリ蓋シ担保ノ効力ニ
依テハ其判事ノ職掌ノ區域ヲ擴張スルヲ
得ス但シ其土地ニ関スル管轄ノハ通常ノ
範圍外ニ伸暢スルヲ得ベシ貴委員ハ第一
七十一條ノ法文ヲ改正スルハ無益ナリト信
セラレタリ然レ氏改正タル法律ノ本案ニ
應モ影響スル所ナキカ故ニ草案ニ於テザル
ハカウザルノ理ナシト思考スルナリ
三四五三) 第五十條第一項ニ是メタル規則ヲ
適用スルニ付キ若シ商事裁判所ニ對シ正當ニ
呼出サレタル被告ノ民事上負債ノ弁済ヲ求
ムル片ノ如ク安裁裁判所ノ職掌内ニ在ラサル及
請ノ訟求ヲ為スルハ事件ヲ受理シタル裁判所

ハ民事上負債弁済ノ訟求ニ對シテハ其管轄ヲ
有セサル者ヲ宣告セサルハカラス但シ被告人
カ所謂又請ノ訟求ヲ為サスニテ其裁判所ニ
出サレタル商事々々件ノ負債ハ民法第百九
十一條ニ依テ是メラレタル條件ニ牽連シタル
債権ニ由テ当然ニ消滅シタリト稱言シテ相殺
ヲ請求スルハ格段ナリトス若シ此債権ニ依
キ争ヲ生シタルハ裁判所ハ相殺ノ存在ヲ裁
決スルコトヲ得ベシ是蓋シ民法第百九十九條
ニ掲ケラレタル如ク單ニ法律ノ力ニ依
リ当然義務ヲ免セラシタル被告ノ力ニ依
ルハ不当ナルヲ以テナリ又前掲ノ問題ニ於
テハ相殺ノ方法ハ本案ニ付キ執行禁止ノ判決ヲ

構成シ又ハ本條ノ註釈ニ於テ既ニ吾人ノ叙述
シタル如ク第三十八條ノ法文ニ依リ事件ヲ受
理シタル裁判官カ裁決スルコトヲ得ハキ主
ル訟求ノ附帶事件ヲ構成スルモノナリ元來相
殺ハ及請ノ訟求ト混淆スバカラサルハ辨
タサレナリ何ントナレハ斯ノ如キ訟求ハ相殺ス
ヘカラサル債権ニ依リテ得ハキカ故
ナリ例ハハ精算ヲ終ヘサル債権ニ付テハ相殺
ニ関スル民法第百九十一條ノ規定ト異ナ
ルトコロアルカ如シ
二四五四) 勞五十五條ニ定メラレタル規則ヲ適
用スルニ付テハ其管轄ニ屬スル主タル事件ヲ
受理シタル商事裁判所ハ原告人ノ為ニタル

担保ノ訟求カ其性質上民事裁判所ノ専有ニ係
 ル管轄ナル中ハ其訟求ヲ裁決スルコトヲ得サル
 ヲシ又右ト同一ノ理由ニ依リ商事裁判所カ其
 管轄ノ事件ヲ裁決セルニ當リ第三ノ訟求カ第
 一ノ訟求ニ常連スルモ通常裁判所ノ管轄内ニ
 在ルトキハ其第二ノ訟求ハ商事裁判所ノ審判
 ニ付セララルコトヲ得ス又連帶負債者二名ノ中
 一名カ商事上ノ義務ヲ契約シ他ノ一名カ民事
 上ノ義務ヲ契約シタル民事上ノ義務ヲ契
 約シタル負債者ハ商事裁判所ニ對シテ出訴ス
 ルコトヲ得ス

第五十二條
 外國人ハ左ノ場合ニ於テ自耳義人若クハ外

國人ヨリ王國ノ裁判所ニ召喚セララルコトヲ
 得ハシ

第一 不動産ニ関スルトキ
 第二 自耳義ニ於テ住所又ハ現住居ヲ有

第三 撰定ヲ為シタルトキ
 第四 訟求ノ基本タル義務カ自耳義ニ於

第四 訴件カ自耳義ニ於テ開始セラレタ

第五 王國ニ於テ為シタル差押ノ有効若

クハ取消ニ於ケル訟求ニ関スルト

第六 訟求カ自耳義裁判所ニ於テ既ニ審

第七 理中ナル訟訟ニ牽連スルトキ

第八 外国ニ於テ宜告セラレタル裁判々

第九 決又ハ手續ヲ經タル公正ノ証書ヲ

第十 白耳義ニ於テ執行スヘキモノト公

第十一 告セシムル事件ニ係ルトキ

第十二 家資分散カ自耳義ニ於テ開始セラ

第十三 争訟ニ関スルトキ

第十四 取訴訟カ自耳義ノ裁判所ニ於テ審

第十五 理中ナルハ当リ擔保ノ訟求又ハ及

第十六 第十 請ノ訟求ニ関スルトキ

第十七 被告人数名アリテ其中一名カ自耳

第十八 義ニ其住所又ハ現住所ヲ有スルト

第十九 要旨

第二十 新法律ノ精神ヲアラハル氏ノ報

第二十一 告書

第二十二 對シ裁判管轄ヲ有スル所ノ種々ノ場合ノ

第二十三 說明 註釈

第二十四 第三四五五

第二十五 第四五六

第二十六 白耳義ノ商事裁判所カ外國人ニ

第二十七 對シ裁判管轄ヲ有スル所ノ種々ノ場合ノ

第二十八 說明 註釈

第二十九 第三四五五

第三十 第四五六

第三十一 白耳義ノ商事裁判所カ外國人ニ

第三十二 對シ裁判管轄ヲ有スル所ノ種々ノ場合ノ

第三十三 說明 註釈

第三十四 第三四五五

第三十五 第四五六

第三十六 白耳義ノ商事裁判所カ外國人ニ

第三十七 對シ裁判管轄ヲ有スル所ノ種々ノ場合ノ

第三十八 說明 註釈

第三十九 第三四五五

第四十 第四五六

第四十一 白耳義ノ商事裁判所カ外國人ニ

第四十二 對シ裁判管轄ヲ有スル所ノ種々ノ場合ノ

出サレハキ場合ヲ指定シタルモノナリ而シテ
吾人ハ商事々件ニ関スル場合ヲ以テ陳述セシ
トス但夕之ヲ講究スルノ前ニ於テ一般ニ新法
律ノ精神ヲ知悉セシムルヲ以テ裨益アリトス
アラハル氏ノ報告書ニ記スルトコトハ乃ケ左
如ク
第五十二條、第五十三條、第五十四條ハ乃チ新
法律ト歐洲近世ノ万国公法ノ原則トノ推衡
ヲ得侍セシムルヲ目的トシタルモノナリ
又第五十二條、第五十三條、第五十四條ハ裁判
所ニ訴件ヲ提起スルノ權利ニ就テハ外國人
ト白耳義人ト同視セリ總テノ公法家ハ皆ナ
此同視ヲ唱道シタリ佛調西及ヒ白耳義ニ於

テハ此事項ニ付キ是ノラレタル判例ハ西歐
諸國ノ法律ニ及對スルハ事實ナリトス而シテ
帝ニ商法ノニニアラシ民法、訴訟法モ亦外國
人ト本國人トノ間ニ於ケル争訟ニ付キ規定
ヲ掲クルナシ故ニ是レヨリシテ重大ナル
異説ト數多ナル法則トヲ生シタリ然レモ原
則上ヨリ論スレハ外國人ハ詞訟ノ当初ニ於
テ白耳義國裁判所ノ管轄ヲ以テ其管轄ニア
ラストスルコトヲ得且ツ其非管轄ノ訴アラ
サルトキト雖モ右裁判所ハ職權ニ依リ其事
件ノ裁決ヲ拒絕スルヲ得ヘキハ一概ニ識認
セラレハ所ナリ
デマンピア氏カ痛ク論駁シタル其第五ノ發

議ハ本法第五十二條第一項ノ末尾ニ於テ排
存セラレタリ是レ實際法律ニ採用スベカラ
サルモノナルヲ以テナリ蓋シ裁判上ニ於テ
ハ内國人タルト否ト問ハス皆同權ヲ有ス
ルモノトス(憲法第五十八條)若シ此段議
ニシテ聴納セラレタリトセンカ唯ク草案カ
補充セシメントスル缺點アルニ依リシ
二四五六)商事々件ニ関シ第五十二條ノ法文
ニ批レハ外國人ハ下文ニ記載シタル場合ニ於
テ自耳義王國內ノ裁判所又ハ外國ニ在ル自耳
義裁判所ニ呼出サル・一ヲ得ベシ
第一外國人カ自耳義國ニ於テ住所又ハ現
住居ヲ有スル片又ハ住所ノ撰定ヲ為シタ

ル片(第五十二條第二項)
凡ソ外國ニ是住スル外國人ハ其外國ニ在ルノ
以テ其地ノ裁判管轄ニ從フヘキハ萬國公
法ノ原則ナリトス而シテ住所ノ撰定ハ原被兩
造ノ意思ニ由テ同一ナル結果ヲ生スベシ
第二訟求ノ基本タル義務カ自耳義ニ於テ
生シタル片又ハ義務カ既ニ執行セラレ又
ハ執行セラルハキ片(第五十二條第三項)
此規則ヲ適用スルニ付テハ原被兩造カ自耳義
國ニ於テ執行ヲ為スカ為メ必スシモ其場所ヲ
明示スルヲ要セス乃ケ証書又ハ情狀ニ由テ其
義務ノ執行ヲ生スルヲ以テ足レリトスルナリ
此裁判管轄ハ會社カ自耳義國內ニ其教立場ヲ

有スルカ為メニ社員ノ間又ハ社員ト支配人ト
ノ間ニ於ケル争訟ニ関スル場合ヲモ包含スバ

券三 中ナル訟求カ自耳義裁判所ニ於テ既ニ審理
中ナル訟求ニ牽連スル中券五十二條券六

券四 家資分散カ自耳義ニ於テ開始セラル
ニ當リ家資分散ノ事件ニ於ケル争訟ニ

関スル中券五十二條券八項

外國法律ノ大半ハ家資分散ヲ開始スル地ノ裁
判所カ其分散事件ニ関スル争訟ヲ他ノ裁判所
ヨリモ更ニ善ク評定スルヲ得ハキノ理由ヲ以
テ此原則ヲ認許シタリ

券五 原訟訟カ自耳義ノ裁判所ニ於テ審理
中ナル訟求ニ當リ担保ノ訟求又ハ及請ノ訟求

ニ関スル中券五十二條券九項

嚴正ニ論下スル中券五十二條券六

求ハ原訟訟ニ牽連スル中券五十二條券六

項ニ定メタル規則ノ適用ヲ受クルモトス然

レ氏濫訴ノ弊ヲ防制スルカ為メ訟求ニ付

キ特別ノ規則ヲ明記スルヲ妥當ナリト思料セ

ラレタリ

主クハ訴件ヲ受理シタル商事裁判所ハ事件ノ

性質ニ依リ其管轄ヲ有スル中券五十二條券六

請ノ訟求又ハ担保ノ訟求ヲ裁決スルヲ得サ
ルハ論ヲ俟タス語ヲ換ヘテ之ヲ去ハハ及訟求

ハ其権限外ニ出テザルコトヲ要ス(第五十條)
第六條 被告人数名アリテ其中一名カ白耳義

五十二條(第十項)

此規則ハ被告人数名アリテ各々異リタル住所
ヲ有スルトキ又ハ住所ヲ有セサルモ各種ノ現
住居ヲ有スルトキハ原告人ニ裁判管轄ノ撰擇
ヲ為スコトヲ許スルニシテハ規則ト推衡ヲ得保セル
モノナリ(第三十九條ヲ參着スヘシ)

第五十三條

本章ニ掲ケタル各種ノ基本カ外國人ニ関シ
テ白耳義裁判所ノ管轄ヲ定ムルカ為メ不充
分ナルトキハ原告ハ其住所又ハ現住居ヲ有

スル地ノ裁判官ニ訴訟ヲ提出スルコトヲ得

要旨

(二四五七) 第五十三條ハ曾テ實際ニ施行シ

(二四八) 規則ヲ確定シタルモノトス

(二四五八) 種々ノ通例

註釈

(二四五七) 前条ニ定メラレタル規則ニ依リ白

耳義ノ裁判所カ外國人ニ関スル争訟ヲ裁決ス
ルノ資格ヲ有スルトキト雖モ被告ノ住所或
ハ現住居ノ為メ一若クハ本法第二章ニ定メタ
ル管轄ニ関スル他ノ基本ニ依リ特別ナル管轄
ヲ有セサルハ第五十三條ニ於テ原告人カ其
住所又ハ現住居ヲ有スル地ノ裁判官ニ訴件ノ

提出スルヲ得ヘキ旨ヲ規定スル所ナリ
アラハル氏ノ報告書ニ徴スレハ此規則ハ事物
自然ノ理ニ於テ充分ニ表明セラル、
シ加之従前法律ノ明文ナキトキト雖モ常ニ此
規則ニ準じタルナリ
二四五八 原告人ハ第二章ニ於テ管轄ニ関シ
指定セラレタル各種ノ基本力缺乏セルハ非
ラサレハ自己ノ住所又ハ現住居ノ裁判所ニ訴
訟ヲ提出スルヲ得ス是ヲ以テ被告ノ人カ一
ニ其住所ノ裁判所ニ召喚セラレキノ例(第三
十九條)ニ依リ外國人ニシテ白耳義國ニ住所又
ハ現住居ヲ有シ若クハ住所ノ選定ヲ為シタル
ハ(第五十二條第二項)ハ原告人ハ白耳義裁判所

ノ管轄ヲ定ムハキ總テノ基本力其性質ノ如何
ノ間ハ欠缺セルコトヲ推測シテ以テ許與ス
ル所ノ第五十三條ノ權能ヲ使用スルヲ得ス
亦家資分散ノ事件ニ於テル争訟ニ関スルハ
原告人ハ之ヲ開始シタル地ノ裁判所ニ必ス其
争訟ヲ提起ス、キモトス(第四十九條及ヒ才
五十二條才八項)

第五十四條

前記第五十一條一定メリル場合ニ於テハ外
國人ハ白耳義裁判所ノ管轄ノ以テ管轄違
リトスルコトノ得、
ノ本國ニ於テ白耳義人ニ屬スル場合ニ限
ルノトス然レ氏若シ外國人カ最初ノ論結ニ

際之ヲ為シ、ルトキハ白耳義裁判官ハ許
件ヲ保持シテ之ヲ裁判スヘシ
此互相ノ規定ハ兩國間ニ締結セル條約ニ依
リ若クハ其ノ存立ヲ確定スルニ適當ナル法
律又ハ命令ヲ以テ確認セラルベシ
欠席ノ外國人ハ白耳義裁判所ノ管轄ヲ承認
シタルモト推測セラルヘシ

要旨

(二四五九) 第五十四條第一項ハ民法第十四

條ノ例外トス○理由

(二四六〇) 外國人カ白耳義裁判所ノ裁判管

轄ヲ承認スルヲ得ヘキ
ルリ
氏ノ終止

(二四六一) 裁判所ノ專斷推

(二四六二) 裁判所ノ專斷推
(二四六三) 第五十四條未段規則ノ說明

註釈

(二四五九) 第五十二條ニ定ムタル場合於テハ

外國人ハ必ス白耳義裁判所ノ裁判管轄ニ服後

スバシ是ヲ以テ毫モ管轄違ノ故障ヲ申立ル

ヲ得ス此場合ヲ外ニシテハ然ラバト云凡但夕

一ノ條件ニ從ハセリカシム被告人タル外國

人カ屬スル國ニ於テハ白耳義人モ亦外國ノ裁

判所ノ管轄ヲ承認スルコトヲ得ベキノ要ス此

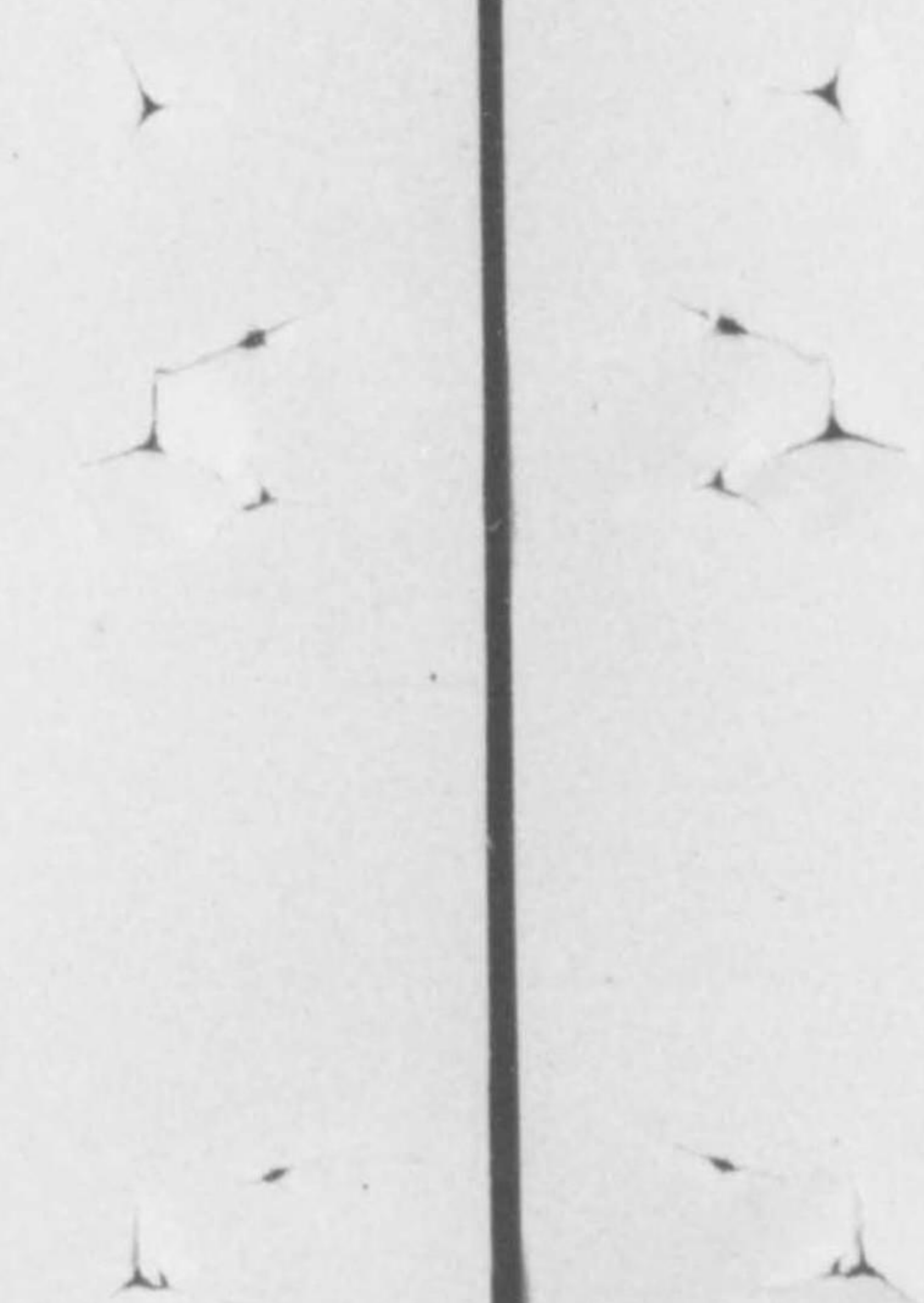
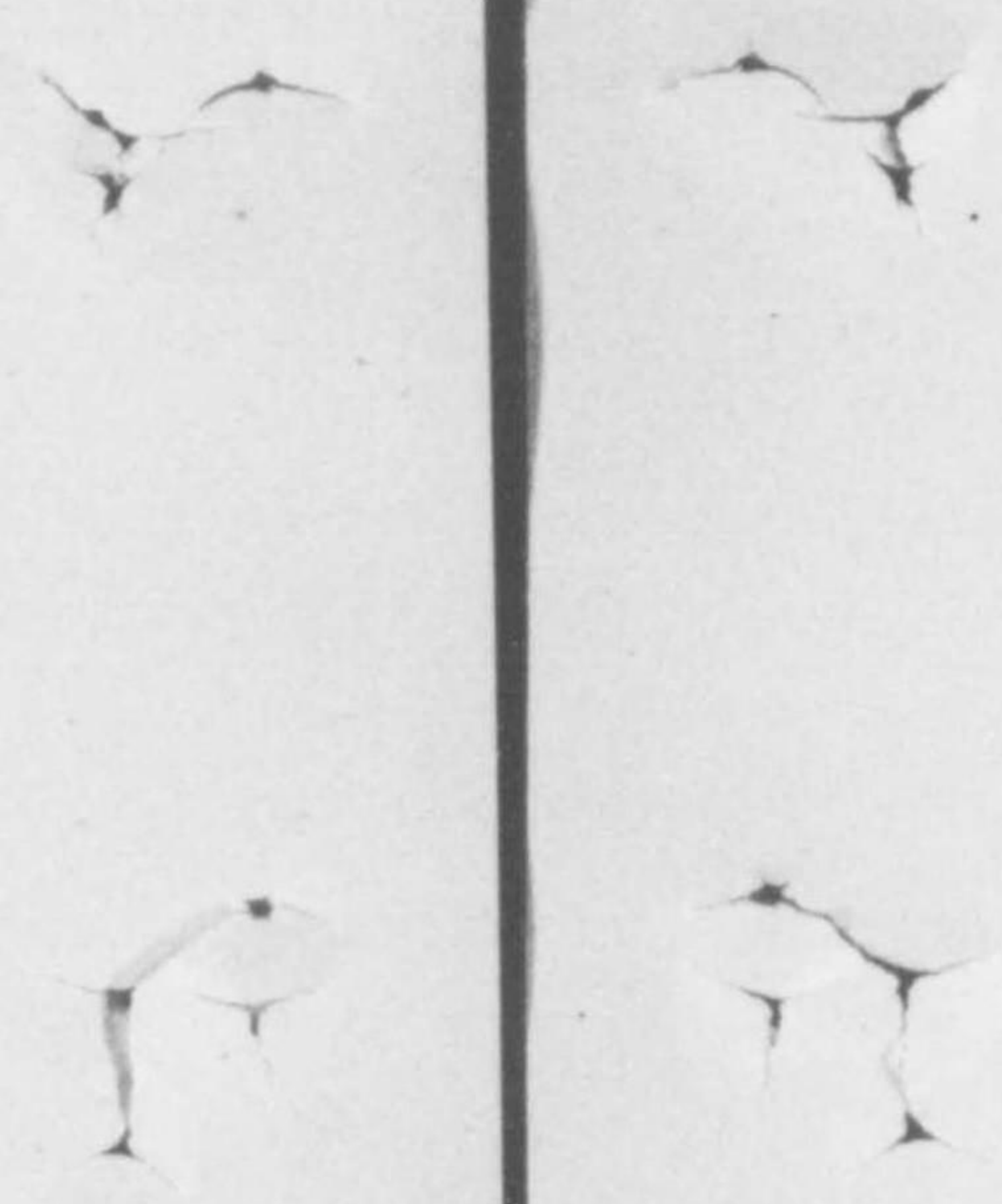
假設例ニ於テモ白耳義裁判所ノ管轄違ヲ以テ

官力其訴訟ヲ裁決スルカ為メニ之ヲ受理スル

ニ非ナルヨリハ其第一ノ結論ニ依テ之ヲ為ス
ハ之第五十四條第一項此新規則ハ白耳義ニ居
住セザル外國人ト雖モ白耳義人ヨリ白耳義王
國ノ裁判所ニ告訴セラル、一ヲ得ヘトハ勿論
外國人ニ對シ執行ヲ請求スル所ノ義務ニシテ
外國ニ於テ取結ハレタル片ト雖モ通常王國ノ
裁判所ニ出訴スルヲ得セシムル所ノ民法第十
四條ノ例外ナリトス而シテジュポン氏ノ報告書
中此新設ノ條項ヲ如何ニ弁明シタルヤ請フ左
ニ掲クル所ヲ見ルヘシ
外國人カ白耳義國ニ居住セザル片ト雖モ白
耳義國ノ裁判所ニ出訴サレ、一ヲ得ヘク且
ツ外國人ノ外國ニ於テ白耳義人ニ對シテ所

結ヒタル義務ニ付テモ亦同一ナリトスル所
ノ民法第十四條ハ此草案ノ暗ニ廢止スル所
ナリトス
法典編纂ノ片ニ於テ此規則カ如何ナル理由
ニ依テ弁明セラレタルヤハ世人ノ知悉スル
所ナリ而シテ白耳義人カ白耳義國ニ於テ与
ヘラレタル決定ニシテ何等ノ効力ヲモ生セ
ザル片及ヒ外國人カ其國ニ於テ財產占有者
トナルトフ得ベキ片ニ於テ外國裁判官ノ面
前ニ強テ出訴セシムルハ妥當ニアラサルベ
シ此理由ハ今日既ニ同一ナルカヲ有セス且
ツ白耳義人ハ躬親テ民法第十四條ニ確認シ
タル規則ニ從ハサルヘカラス蓋シ隣國人民

ト商事上ノ關係ニ依リ其任所ヨリ遠隔ノ地
ニ在ル裁判所ニ白耳義人ノ召喚セザルハ
至ルハキノミナラス白耳義人ノ其則ニ処
ラレハノ際ニ於テ僅ニ其呼出状ノ受ケ且ツ
其裁判々々決ニ對シ上控スルノ時期ヲ失
ニ至ルト往々之レノルハキヲ以テナリ或隣
國ノ人特ニ佛朗西人ハ書留郵便ニ依レル
状ノ方法ヲ採用セザルハ故ニ先ツ檢申
之ヲ致シ而メ後チ外交工ノ手續ニ依テ傳
スルカメニ諸ノ官廳ヲ經由セザルヲ得
且ツ遂ニ地方警察官ヲ經テ關係人ニ送達
ラレハ以テ其事ノ大ニ遲延スルニ至ルナ
リ



(二四六〇)

政府ニ於テ任命シタル特別委員ノ

草案ハ第五十二條ニ定メタル場合ヲ除ク外

ハ白耳義裁判所ノ管轄ヲ單純ニ非認ムルヲ

外國人ニ許セリ代議院ノ委員ハ之ニ付キ修正

案ヲ提出シ法律ニ編入セラレハトナレリ而

シテ其修正案ニ依レハ外國人ノ隷屬スル國ニ

於テ白耳義人ノ為メニ互相ノ方法ヲ設ケラ

、ニテラサレハ此權利ハ外國人ニ屬セザルナ

リ第五十四條第二項ノ法文ニ此相互ハ云々証

明セラレベシトアリ

ジュパン氏ノ報告書中ニ附記セルアリ曰ク原

則ハ採用スルハ草案ニ於テ認許シタル規

其存在ヲ確定スヘキ固有ノ法律或ハ証書ニ依リ証明シタル事實ニ関スル互相ノ場合ニ之カ適用ヲ限ルヲ穩當ナリト思考セリ而シテ其ノ互相ヲ外ニシテハ草案ノ法則ヲ確認スルハ不當且ツ政策ニ適ハサルモノトス何ニテカ不當ト云フ曰ク白耳義國ニ於テ外國ト契約シタル白耳義人カ本國ヨリ甚ク遠隔シ且ツ本國裁判官カ表彰セル最大ノ保証ヲ屢見ハサル裁判所ニ出訴セラルニ至ルヘキヲ以テナリ且ツ此白耳義人ハ外國人カ白耳義ニ財産ヲ占有スル片ト雖モ白耳義國ニ外國人ヲ召喚セシムルヲ得ザルヲ以テ

又何ニテカ政策ニ適ハスト云フ曰ク政府ハ吾人ノ利益ノ為メニ請求スル所ノ交換トシテ何等ノ讓與ヲモ得サルヲ以テ之ヲシテ利益ヲ脱セシムルニ至ルヘケレハナリ器ヲ脱セシムルニ至ルヘケレハナリ吾人ノ意見ニ由テ之ヲ論スレハ白耳義ノ立法者ハ法律ノ草案ニ由テ以テ白耳義人ヲ不利益ナル位置ニ陥ラシムヘキ片ハ白耳義人ノ解脫カレサルニ而シテ白耳義人ハ均一ノ權利ヲ享セシムルニシテ依然外國ノ裁判所ニ出訴セラレ百般ノ困難ニ遭遇スルニ至ルニシ是ヲ以テ吾人ハ商業上ノ交通擴張スルニ隨テ倍々取引契約ヲ為スヘキ外國人ニ對

三 院 第 一 項 文 字 代 表 第 一 論 結 論 於 此 事 終 正
 四 六 一 千 八 百 七 十 四 年 三 月 二 十 四 日 代 議
 二 竭 力 スル ハ 吾 人 ノ 務 ナル 地 方 得 セ シムル 一
 シ 我 人 民 ヲ シ テ 對 等 ノ 位 地 方 得 セ シムル 一
 為 為 案 第 一 項 文 字 代 表 第 一 論 結 論 於 此 事 終 正
 同 委 員 會 除 外 終 止 セ ン ト セ リ 以 テ 一 ノ 終 正
 美 認 セ ラ ル へ キ ノ ミ ナ ラ ス 仍 ホ 他 ノ 文 書 依 テ 美 認
 附 帶 ノ 訟 求 又 ハ 他 ノ 送 達 ハ 詞 訟 ヲ 美 認 スル 及
 此 事 付 キ 外 國 人 力 裁 判 管 轄 ヲ 美 認 スル 及

ノ 意 思 ヲ 表 示 スル 足 レル モ ノ ト ス
 報 告 員 諸 君 氏 曰 ク 拙 者 ハ 此 點 二 付 キ 司 法
 大 臣 ノ 說 如 何 ヲ 知 ラ ス 然 レ 氏 拙 者 ノ 意 見 二
 由 テ 之 ヲ 論 スル 中 ハ 此 文 字 即 チ 第 一 ノ 終 結
 二 於 テ 此 事 ヲ 為 サ ン 事 實 二 於 テ 是 以 テ 法
 ノ 陳 示 シ タ ル 意 義 ヲ 付 セ ン ト ス 是 ヲ 以 テ 法
 文 二 改 正 加 フ ル 必 要 ト セ サ ル ナ リ 吾 人
 ハ 本 條 ト 本 條 ノ 明 文 力 受 ク へ キ 所 ノ 解 釈 二
 付 キ 意 見 一 致 セ ル モ ノ ナ リ
 司 法 大 臣 諸 君 曰 ク 本 官 ハ 亦 第 一 ノ
 終 結 ナ ル 文 字 ハ リ 且 一 日 本 官 氏 付 スル 所
 ノ 意 義 ノ 外 他 二 真 卒 ナ ル 意 義 ナ シ ト 信 セ リ
 此 注 意 ノ 未 二 終 正 案 ハ 撤 去 セ ラ ル 二 至 レ

三四六三 第五十四條ニ要シタル互相ノ規定
 ハ契約又ハ法律ニ由リ若クハ其他存在ヲ定ム
 へキ固有ノ行為ニ由テ定ムルヲ得ベシト此
 最終字句ノ大体ハ互相ノ事實力充分ニ定メラ
 レタルヤ否ヲ決定スルノ專斷權ヲ裁判所ニ付
 与スルモノトス
 (三四六三) 第五十四條末尾規則ノ明文ニ「欠席
 ノ外國人ハ白耳義裁判所ノ管轄ヲ非認シタル
 モノト推測セラレハシトアリ
 ジュポニ氏ノ報告書ニ論シテ曰ク此未項ハ白耳
 義國ニ居住セザル外國人ヲシテ其本國ノ裁判所
 ニ出廷スルニ付キ屢有報ナル義務ヲ省カシム

ルカ為メニ必要ナルモノ、如シ出廷ヲ為サ、
 ルノ通知ヲ受ケタル裁判官ハ其權限アルヤ否
 ヲ審案シ若シ適法ノ條件カ許件中ニ存在セサ
 ル片ハ裁決スルヲ拒絶スヘシ
 報告委員カ引用シタル適法ノ條件ハ第五十四
 条ニ記シタル外國人ニ對シ白耳義裁判所ノ管
 轄ニアラザル種々ノ場合ナリトス此場合ノ外
 ニ外國人タル被告カ出廷セザル片ハ裁判所ハ
 其管轄ニアラザル旨ヲ言渡サ、ルヘカラス但
 シ第五十四條ニ掲ケタル例外ハ此限ニ在ラス

第三卷

商事裁判所ニ於テ訴訟ノ手續ヲ
為ス方法

緒言

要旨

(二四六四) 商事裁判所ニ於テ行フヘキ特別
ナル訴訟手續ノ目的
(二四六五) 此事項ヲ規定シタル立法上ノ規

則

註釈

(二四六四) 商事裁判所ニ於テ特別ナル訴訟手
續ヲ定ムルカ為メニ立法者ハ争訟ノ裁判ヲ迅
速ニシメ及ヒ訴訟費用ヲ減省スルヲ以テ其
主ナル目的トナセル旨ヲ説示セラレタリ

(二四六五)

此事項ハ訴訟法第四百十四條ヨリ
第四百四十二條及ヒ千八百八十八年ノ商法第六百
四十二條ヨリ第六百四十八條ニ至ルノ諸條ニ
於テ規定セラレタリ蓋シ之ヲ極論スレハ商法
ヨリモ寧口訴訟法ニ屬スルモノナリ故ニ吾人
ハ近々改正セラレヘキ所ノ現行法律ノ明文ニ
三ノ意見ヲ加フルニ止メントス

訴訟法

第四百十四條

商事裁判所ニ於ケル訴訟手續ハ代書人ノ紹
以テクシテ之ヲ為スモノトス

要旨

(二四六六) 第四百十四條規則ノ目的

(二四六七) 此規則ハ商事裁判所ニ代フル所
ノ民事裁判所ニ對スル訴訟手續ニ適用セ
ラルベシ

(二四六八) 代書人ノ在ラサルハ書面審理
ヲ除クモトス

(二四六九) 商事案件ニ於ケル訟求ハ勸解ヲ
免除ス

註釈
(二四六六) 訴訟法第四百十四條ノ規則ハ千八
百八年ノ商法第六百二十七條ニ復出シタルモ

ノニシテ其目的裁判費用ヲ減省シ及ヒ訴訟手
續ノ進行ヲ迅速ナラシムルニ在リ

(二四六七) 此規則ハ商事裁判所ノ存在セサル

郡ニ於テハ商事裁判所ノ代ル所ノ民事裁判所
ニ於ケル訴訟手續ニモ亦通用セラルベシ千八
百八年ノ商法第六百四十一条ノ明文ニ拠レハ
此ノ場合ニ於ケル審理ハ商事裁判所ニ對スル
ト同一ノ方法ニ從フナリ故ニ代書人ナクシテ
之ヲ行フモノトス
(二四六八) 商事裁判所附属代書人ノ在ラサル
中ハ書面審理ヲ除クモトス何トナレバ法律カ
此審理ヲ規定シタル方法ハ裁判所附属吏ノ合
同ヲ假定スルカ故ナリ是ヲ以テ總テノ訴訟手
續ハ口頭ニシテ簡易ナレハ民事裁判所ニ於テ
ル通常ノ訴訟手續ヨリモ更ニ迅速ナルモノト
ス

(二四六九) 商事ノ事項ニ於ケル訴訟ハ勸解ノ手續ヲ免除ス蓋シ此免除ノ目的ハ訴訟手續ノ進行ヲ迅速ナラシムルニ在リ

總テノ訴訟求ハ商事裁判所ニ於テハ前記呼出ノ卷ニ定メタル法式ニ從ヒ呼出状ヲ以テ之ヲ為サ、ル可カラス

(二四七〇) 要旨 訴訟法第六十一條及ヒ其以下數條ノ移送第四百十五條ニ定メタル規則ノ

例外 註釋

(二四七〇) 訴訟法第四百十五條及ヒ其其次條ニ記述セラル法式ハ同法第六十一條及ヒ其其次條ニ記述セラルル代言人然レ氏原告人ノ為メニ事ヲ執ルノ任アル代言人ノ設定ハ之ヲ要セス如何トナシテ之ヲ行フニ於ケル既ニ吾人カ説述シタル如ク商事裁判所ニ於テ得ヘル故ナリ

其期限ハ少クモ一日タルヘシ

要旨

(二四七一) 延期ノ通常期限

(二四七二) 同上ノ續キ

(二四七三) 選定シタル住所ニ呼出状ヲ送達

(二四七四) 外國人ニ對スル延期ノ期限

註釋

(三四七一) 民事案件ニ於テハ白耳義國ニ住所

ヲ有スル被告人ノ為メニ定メラレタル延期

ノ通常期限ハ八日トス商事案件ニ於テハ此期限

ハ訴詔手續ノ進行ヲ迅速ナラシムルノ目的ヲ

以テ猶ホ短縮セラルベシ

(二四七二) 呼出状催促及ヒ其他本人自身又ハ住所ニ宛

テタル證書ノ為メニ定メラレタル普通ノ期限

内ニ之ヲ計算セサルヲ原則トス故ニ呼出状送

達ノ日ト裁判所ニ出廷ノ日ト間少クモ一日

ヲ隔ツベシ是ヲ以テ若シ呼出状ヲ水曜日ニ送

達スルハ其週ノ水曜日前ニ出廷ノ日ヲ定ム

ルカ三リ又裁判所凡ソ佛國ノ六里以上ノ住

ルハ其距離ニ隨テ一日ノ猶豫ヲ與フヘキモ

ノトス然ルトキハ乃チ三日ノ猶豫ヲ與フヘキ

離コトニ一日ヲ増スニ至ル但シ此距離以内ノ距

端數ハ之ヲ算入セサルモノトス

(二) 四七三 呼出状ヲ選定シ
ラレタルハ其住所ト
ニ於ケル距離ハ計算ス
住ニ代フル所ノ選定ノ
同一規則ニ依リテ
延期ノ期限ハ規定シ
用セラルルハ何トモ
何等ノ變例モ掲ケサル
ヨリ連ヲ要スル場合ニ
急連ヲ要スル場合ニ
何等ノ變例モ掲ケサル

出之且ツ動産ヲ差押ユルヲ許ス
又時機ノ必要ニ從ヒ原告人ニ保証人ヲ立ツ
ルノ義務ヲ負ハシメ若クハ充分ナル償還ノ
資力アル旨ヲ証明スルノ義務ヲ負ハシムル
ト立又ハ控訴ニ拘ハラヌ之ヲ執行スヘキモノ
トス

要旨

(二) 四七五 第四百十七條ノ規則ハ絶対的ノ
モトス
(二) 四七六 此条ニ記載シタル差押ハ純然
ニル權利保存ノ手續ナリトス
(二) 四七七 裁判所長ノ命令ハ故障ノ申立又

ハ控訴ニ拘ハラス之ヲ執行スベキモノト
ス

註釋

(二四七五) 第四百十七條ハ被告人カ裁判所
在ノ地ヨリ三哩以內ニ住スルト
居住セサルトテ區別セズ又被告人カ白耳義國ニ
居住スル中トテ區別
セズ一般ノ法文ヲ以テ急速ヲ要スル中トテ區別
定ヒタルモノナリ故ニ本條ノ規則ハ總テ何レ
ノ場合ニ放テモ區別ナリ之ヲ適用シ及ヒ裁判
所長ハ常ニ出廷ノ為メニ定メタル期限ヲ短縮
シ得ルトス又裁判所ニ在ノ地ヨリ遠隔セ
ル地ニ住スル者及ヒ近キニ訴詔ニ答弁スルカ

為メニ裁判所ニ在ノ地ニ居住セサル者ヲ此日
ヨリ彼ノ日ニ又此時ヨリ彼ノ時ニ於テ呼出ス
トテ許スニ付テハ往々不都合ヲ來スヘキヤ必
セリ然レ此不都合ヲ匡正スルハ裁判所々長ニ
單一ノ権能ヲ付与スル所ノ第四百十七條ニ在
リ而シテ立法者ハ此官吏即チ裁判所長カ狀況
ニ注意スルテ及ヒ答弁ノ必要ト併行シ難キ許
可ハ決シテ之ヲ付与セサルニ於テハ延期ヲ得
ルカ為メニ裁判所ニ請求ヲ為スルヲ得ヘシ
(二四七六) 第四百十七條ニ記載シタル差押ハ
單純ナル權利保存ノ手續ナリトス是ヲ以テ
此差押ハ訴詔ノ本案ニ付キ裁判決ラキ以上
七

差押ラシタル物権ヲ賣却スルヲ許サルモハ
トス
(三四七七) 緊急ノ場合ニ於テハ裁判所長ノ命
令ハ故障ノ申立又ハ控訴ニ拘ラス之ヲ執行ス
ヘキモノトス

第四百十八條
訴詔對手人中ニ住所ヲ有セサル者アル所ノ
海上事件ニ関スル訴詔及ヒ出帆セントスル
船舶ノ器具、飯食料、艀送物、修理ニ関スル訴詔
並ニ其他ノ至急ニシテ假リニ處分スヘキ事
項ニ於テハ命令書ヲクシテ此ノ日ヨリ彼ノ
日ニ又此ノ時ヨリ彼ノ時ニ於テル呼出状ヲ
送付スルヲ得ヘキモノトス而シテ其缺席ハ

即時ニ之ヲ裁判スルヲ得ヘシ

要旨

(二四七八) 訴詔對手人中ニ住所ヲ有セサル
者ナル文字ノ意義
(二四七九) (上畧)云々并ニ其他ノ至急ニシテ
假リニ處分スヘキ事項云々ハ専ラ海上事
件ト之ヲ了解スベシ
(二四八〇) 第四百十八條ハ獨斷権ヲ付与セ
リ。結果

註釈

(三四七八) 第四百十八條ニ於テ訴詔對手人中
ニ住所ヲ有セサル者ト記載シタルハ即チ住所
不明ナル者ヲ目的トシタルモノナリ是レ原
九

則上何人ト其住所ヲ有セサル能ハザレハ
ナリ各人ハ其住所ヲ保有力ルモトス而此住
マテハ其原住所ヲ獲得スルニ非ラザレハ之ヲ
所ハ新ナル住所ヲ獲得スルニ至急ニシテ假
先ハサレナリ並ニ其他ノ至急ニシテ假
ニ四七九ナリ並ニ其他ノ至急ニシテ假
文ハ海上事件トシテ生ズル所ナリハ則
ナ同条ノ文字上ノ連絡ニ由テ生ズル所ナリ
ニ四八〇）法文ニ其欠席ハ即時ニ之ヲ裁
ルヲ得バトシテ記之ヲ裁
ハ乃チ法律カ商事裁判所ニ專断推ヲ付
与スルコトヲ法律カ商事裁判所ハ適當ナリト思
量スルハ裁判言渡ヲ延期スルノ能力ヲ有ス

ルモノナリ

凡ソ呼出サレタル本人ニ對シ船中ニテ付典
シタル呼出状ハ有効ノモノトス

要旨

（二）四八二）第四百十九條ノ意義
（二）四八九）第四百十九條ノ意義

（二）四八一）千六百八十二年ノ海上法令ニハ

ノ如ク記載セラルル航海中ニテ船長及
ヒ運轉手ニ送付シタル總テ送達書ハ有効ノ
モト故ニ此規則ハ此等ノ者ニシテ船

カ航海中ノ時期ニ限ラシタルモノトス
今日ニ至テハ既ニ然ラス乃チ第四百十九條ノ
文ハ一般ニシテ凡ソ船中ニ在ル者ハ如何ナ
ル種類ヲ假定セサルナリ然レビ呼出シタル
本ノ人ハ船負船客又ハ其他ノ者ノ如ク船中ニ在
ルハ要ス文字上ヨリ論スレハ第四百十九條
（二）四八ニ文字上ヨリ論スレハ第四百十九條
ハ呼出状ノ副本カ被告自身ニ送付セラルハ呼出
ハ場合ノ限ルモノ如ク何トナシハ呼出
ハ知ル本ノ人ニ船中ニテ送付セラルハ呼出
ハ記載セラル船中ニテ送付セラルハ呼出
ハ規則ハ全ク無益ノ冗文ト了解スルハ呼出
十

何ツヤ凡ソ送達書之ニ関スル者ニ有効ナル手
續ヲ以テ送達セラルタルニ於テ其所在地如何
ヲ問フテ必要トセサルヲ常トスルカ故ナリ
是ヲ以テ千六百八十二年ノ法令ニ於ケル如
キ實例ニ依リ使吏カ乗組員ノ地ノ者ニ呼出状
副本ヲ交付スルハ正當ナルモノト論結セサ
ルベカラス

第四百二十條

原告ハ自己ノ撰擇ニ任カセテ左ノ如ク呼
出ヲ為ス丁ヲ得ヘシ
原告人ハ住所ノ裁判所ニ被告人ヲ呼出ス
被告人居所ノ裁判所ニ被告人ヲ呼出ス
得ルヲ為シ且ツ商品ヲ引渡シタル地ヲ管轄
約務ヲ為シ且ツ商品ヲ引渡シタル地ヲ管轄

スル裁判所ニ被告人ヲ呼出スルヲ得
人辦濟ヲ為スヘキ地ヲ管轄スル裁判所ニ被告
人呼出スルヲ得

要旨

(二四八三) 第四百二十条ハ千八百七十六年
三月二十五日ノ法律第三十九条及七第四
十二条ヲ以テ今日之ニ代ヘタリ

註釈

(二四八三) 第四百二十条ハ今日ニ至テ既ニ廢
止セラレ千八百七十六年三月二十五日ノ法律
第三十九条及七第四十二條ヲ以テ之ニ代ヘラ
シタリ其註釈ハ第二四二九号及七第二四三七
号以下ヲ参看スヘシ

第四百二十一條

對手人雙方ハ自カラ出席シ又ハ特別ナル代
理委任状ヲ所持スル者ヲ差出スヘシ

要旨

(二四八四) 第四百二十一條ニ記載シタル代
理委任状ハ呼出状ノ正本ノ末尾

(二四八五) 代理人ヲ差出スカ為メニ必要ナ
ル代理委任状ノ性質

(二四八六) 訴訟法第八十六條ハ商事裁判所
ニ對スル訴訟ニ適用スベキモノトス

註釋

(二四八四) 費用ヲ省略スルカ為メニ法律ハ呼

出状ノ正本又ハ副本ノ未ニ記シタル単一ノ申
告ニ依テ第四百一十條ニ掲ケタル特別ノ委
任状ヲ付与スルハ許シタリ裁判所構成ニ関
スルハ八百六十九年六月十八日ノ法律第六十
一条ニ何人ト雖モ詔廷ニ列席スル一方ノ對
人カ許サバハ又ハ呼出状ノ正本又ハ副本ノ
末ニ於テ与フルハ得ヘキ特別ノ代理委任
状ヲ其有セサルハ商事裁判所ニ出訴スル
ヲ得トアリ法律ニ於テハ特別ノ代理委任
ニ四五法律ニ於テハ委任状ハ商事裁判所ニ
要スルヲ以テ通常ノ委任状ハ商事裁判所ニ
シ一方ノ相手方ヲ代表スルヲ許スニ足ラザル
トス然レモ商事裁判所ニ對スル總テノ事

件ニ於ケル商人ヲ代理スヘキ委任状ハ訴訟法
第四百一十條及ヒ千八百六十九年六月十八
日ノ法律第六十一條ノ意義ト別段ナルモノト
ス此千八百六十九年六月十八日ノ法律第六十
二條ノ法律文ニ拠レハ尤ニ記載シタル者ニ非
レハ代權者トシテ出訴スルヲ得サルナリ
第一代理人
第二代書人
第三各訴件ニ付裁判所カ特ニ允許シタル
者
二四八六
訴訟法第八十六條ハ商事裁判所ニ
對スル訴訟ニ適用スヘキモノトス何トナレハ
商事ノ法律カ之ニ抵触スルトコトナレハナ

十(二四八八)住所ヲ選定スルノ義務ハ被告人ニ
 於ケルカ如ク原告人ニモ亦之ヲ負ハシムルモ
 ノトス法律ハ通義ニ於テ之ヲ會得スベシ即チ
 法律ニ於テハ裁判所ノ所在地ニ於テ住所ヲ有
 セサル者ト記載シ以テ原告被告双方ヲ區別セサ
 ルモノトス
 (二四八九)千八百二十一年四月二十五日ノ判
 決ヲ以テグリセールノ控訴院ハ選定シタル住
 所又ハ裁判所ノ書記局ニ裁判言渡書ヲ送達ス
 ルニ當リ其送達ハ控訴ノ期限ヲ經過セシメサ
 ルモノト決定シタリ又訴訟法第四百四十三條
 ノ規則ハ現實ノ住所トノミヲ解スヘキノ旨趣

基礎ケリ何トナレハ第四百二十二條ニ記シ
 ル住所ノ選定ハ訴訟手續ノ行為及ヒ裁判ヲ執
 行セシムルカ為メノ裁判言渡書送達ニ關シテ
 ノミニ効力ヲ生スルモノト然レモ控訴ノ期限
 ヲ經過セシムルカ為メトス然レモ控訴ノ期限
 吾人ノ意見ヲ以テ之ヲ論スルハ此制限ハ專
 横ナルモノトス第四百二十二條ニ若シ住所ノ
 選定ヲ為サントスルハ各書類ノ送達ハ有
 効ニ送達シ其確定裁
 判所ノ書記局ニ之ヲ為スル
 裁判言渡書ト雖モ亦同シト
 此裁判言渡書送達ノ効力ニ就テハ裁判執行ノ
 行為ト控訴期限起算点トノ間ニ毫モ區別ヲ為
 スル故ニ此送達ハ之ヲ現實ノ住所ニ為シ

タル片ト同一ノ効力ヲ有スヘキモノニシテ他
ノ判決例ニ於テ認メタルトコモ多クハ亦之
ニ外ナラサルナリ
（二）四九〇（）第四百二十二條ニ於テ規定シタル
住ノ選定ノ効力ハ始審ノ訴訟手續ノ此ニ關スル
ルモ選定シテ確定裁判ノ送達ニ於テ止マサルナ
リ是レ則チテ普通訴訟ハ此住ノ送達ニ於テ得
所以ニシテ普通法ニ從ヒ被控訴人自身又ハ現
實ノ住ノ所ニ之ヲ為サ、從ルハカラサルモナリ
（二）四九一（）此住ノ所ニ選定ハ乃チ原告本
人ノ關シ第三者ニハ關係ナキモノトス是レ訴訟
ニ干預ヲ通達スル者ハ選定セラレタル住
所ニ其干預ヲ通達スルヲ得サル所以ナリ

第四百二十三條

原告人タル外國人ハ商事ニ於テハ其ノ處セ
ラル、得キ訴訟入費及ヒ損害賠償ヲ
辯濟スル為メノ保證人ヲ立ツルヲ要セズ但
シ商事裁判所ノ在ラサル地ニ於テ民事裁判
所ニ其認求ヲ為シタル中ト雖モ亦同シ

要旨

（二）四九二（）訴訟入費保證人。外國人ハ商事
ニ於テハ此保證人ヲ免除セラル一
（二）四九三（）被告ハ外國人ハ保證人ヲ立

註釋

（二）四九二（）外國人カ白耳義人ニ對シ起スア

ルハキ困難ナル訴訟白耳義國人ヲ庇護スルノ
目的ヲ以テ民法第六條ニ於テ左ノ事項ニ於テ
モ原告人タル外國人ハ其訴訟ヨリ生スル費用
及ヒ損害賠償ノ辦濟ノ爲ニ於テ保証ヲ立フ保
シ但シ其外國人カ白耳義ニ於テ其辦濟ヲ確保
スルカ爲メニ充分ナル不動産ヲ占有スルハ保
此限ニ在ラス
此條ニ記載シタル保證人ハ乃ケテ訴訟入費保証
人ナル義ヲ以テ裁判所ニ知ラセラルルニシテ
シテ商業上ノ取引ヲ便宜ナラシムルノ目的ヲ
以テ法律ハ商事ヲ免除シキ外國人ニ其保証人
ヲ立ツル義務ヲ免除シキ外國人ニ其保証人カ

引証シタル此免除ハ訴訟法第四百二十三條ニ
於ケルヨリモ更ニ明瞭ニ規定セラレタルモ
トス又商事裁判所ニ對シテサレテ其地ノ
民事裁判所ニ對シテ提起シタルノ狀況
ハ訴訟入費ノ保證人ニ就テ論スルハ主旨ナ
キモナリ則チ第四百二十三條ニ於テ毫モ之
ヲ參酌セサルハ理アリト云フハ訴訟入費ノ保
証人ニ對シテカ故ナリ何トナレハ其辯護ハ自
然法ニ出ルカ故ナリ
裁判所カ其訴訟ノ事項ニ依リ管轄違ナルハ
他ノ裁判所ニ訴件ヲ移スノ申立ヲ爲サ、

ルタ求ス判ノレノ異管間定
ヘルニ之所如事規ハ轄ニム
カ如付ニハ何項則第ノ存ル所
ラノキ反職ニ付拘ハテテ起ル土
ス總當レテ依テモ之管轄ハ充分ニ定メテ非
テ初テ土地ニ付テ言渡ラ得ルキモ又裁
其他詞訟ニ付テ言渡ラ得ルキモ又裁
ノ訟ニ付テ言渡ラ得ルキモ又裁
辯護ノ前ニ本條申立テ載シ
之ハ本條申立テ載シ

ル件ト臣モ其裁判所ヨリ谷對手人ヲ移付ス
一之申立ハ總テ其他ノ裁判所ニ訴件ヲ移
スノ申立ハ總テ其他ノ裁判所ニ訴件ヲ移
之ヲ為スルヲ得ス
要旨
二四九四
土地又ハ身分ニ依リ管轄ニ非サル
異
三九四
高事裁判所ノ管轄ニ關スル規則ヲ
事明シ以テ吾人ハ事項即チ心ケル秩序ニ係ル
事項ニ付テテ非管轄ト私益ノ理由ノ秩序ニ係ル
事明シ以テ吾人ハ事項即チ心ケル秩序ニ係ル

第四百二十五條 同一ノ裁判ヲ以テ管轄違ノ
 申立ヲ棄却スルト共ニ訴訟ノ本案ニ付キ裁
 判ヲナスコトヲ得然レ氏其一ハ管轄ニ關シ
 他ノ一本案ニ關スルニ管轄ニ關シ
 以テ之ヲ為ス一但シ管轄ニ關スル規定ヲ
 常ニ控訴ノ方法ヲ以テ之ヲ攻撃スルコトヲ得
 要旨
 第二十條ハ第四百二十五條ノ普通法ニ反則ヲ設ルヤ
 第二十條ハ第四百二十六條ノ絕對的管轄違ハ原告ニ於
 テモ之ヲ主張スルコトヲ得
 第二十條ハ第四百二十七條ノ比較的管轄違ハ控訴ニ於
 テモ主張スルコトヲ得ル
 第二十條ハ第四百九十五條ノ何レノ點ニ於テ第四百二
 十條ハ第四百九十六條ノ何レノ點ニ於テ第四百二
 十條ハ第四百九十七條ノ何レノ點ニ於テ第四百二

第二千四百九十五條 民事裁判所ハ管轄違ノ抗
辯ニ基ケル移送ノ請求ヲ存留シテハ管轄違
訴訟ノ本件ニ關スル裁判ニ合併スル能ハ
ス管轄違ノ抗辯ハ第一看手ニ之ヲ裁ク判
トラ要ス訴訟法第七十一條曰ク移送ニ關
スル一切ノ請求ハ簡易ニ之ヲ裁ク判
存留シテ本裁判ニ合併スルコトヲ得ス
百二十五條カ商事裁判所ニ付テ此規則ニ反
則ラ設ケタルハ是ル商事裁判所ニ付テ
付キ一箇同ノ裁判ヲ以テ宣告ヲナスコト
得セシメ以テ訴訟ノ裁判ヲ以テ神速ナラシ
目的ニ出テタル訴訟ノナリ唯商事裁判所ハ
二ケ

註釋

ノ別異ノ規定ヲ以テ之ヲ為サ、ルヘカ
ナ其ハ管轄違ノ申立ニ關シ他ノ一ハ訴訟
本案ニ關スル裁判ト異ナリ訴訟ノ目的
カ如何ニ僅少ナルモ常ニ控訴ノ方法ヲ以
撃セラルコト得第四百二十五條此控訴ハ
直ニ辯論ヲナスコトヲ命スル所ニ裁
異議ニシテ執行シタル者ヨリ提出セラ
片ト雖氏之ヲ受理ス一キモト然レモ管
轄ニ關スル裁判ヲ認諾シタルコトヲ證
ノ情状アルトキハ管轄違ノ實質ニ因由
キト雖モ其控訴ハ受理スヘカ
何トナレハ裁判ノ認諾ハ裁判ニ附與スル
既

第四百二十七條 若シ提出セラレタル證據物ヲ
是レ微密ナルノ法上ノ問題ニハ此問題ハ普
通裁判所ニ於テハ其ノ起點ニ影響トアリ
タリ定ムルノ點ハ自餘ノ多數ノ起點ニ影
タリ定ムルノ點ハ自餘ノ多數ノ起點ニ影
判所前ニ復歸シ本業ニ寡婦カ其財產共通
分送スルコトヲ力テ考テ本訴ヲ受理シタル
ハ凡テ身分ニ關スル問題ニ關スル年訟商事
寡婦及相續人ノ分限ニ關スル年訟商事裁判所

第二千四百九十八條 寡婦及相續人ハ死者カ現ニ訴ラレハ財產共通
若シハ相續人ハ死者カ現ニ訴ラレハ財產共通
クモトス第百二十六條カ寡婦及相續
人ハ訴訟ノ再起又ハ一新タルトス規
裁判所ニ召喚セラルルニハ此管
轄認メタルハ明白ナルトス然レトモ若シ
限ニ付テハキテ争訟ヲ生シタルトス然レトモ若シ

第二千四百九十八條 前條ニ掲ケラレタル
第二千四百九十八條 前條ニ掲ケラレタル
規定ノ理由
註釋
要旨
說明

第七千五百三十一號
 第七千五百三十二號
 第七千五百三十三號
 第七千五百三十四號
 第七千五百三十五號
 第七千五百三十六號
 第七千五百三十七號
 第七千五百三十八號
 第七千五百三十九號
 第七千五百四十號
 第七千五百四十一號
 第七千五百四十二號
 第七千五百四十三號
 第七千五百四十四號
 第七千五百四十五號
 第七千五百四十六號
 第七千五百四十七號
 第七千五百四十八號
 第七千五百四十九號
 第七千五百五十號
 第七千五百五十一號
 第七千五百五十二號
 第七千五百五十三號
 第七千五百五十四號
 第七千五百五十五號
 第七千五百五十六號
 第七千五百五十七號
 第七千五百五十八號
 第七千五百五十九號
 第七千五百六十號
 第七千五百六十一號
 第七千五百六十二號
 第七千五百六十三號
 第七千五百六十四號
 第七千五百六十五號
 第七千五百六十六號
 第七千五百六十七號
 第七千五百六十八號
 第七千五百六十九號
 第七千五百七十號
 第七千五百七十一號
 第七千五百七十二號
 第七千五百七十三號
 第七千五百七十四號
 第七千五百七十五號
 第七千五百七十六號
 第七千五百七十七號
 第七千五百七十八號
 第七千五百七十九號
 第七千五百八十號
 第七千五百八十一號
 第七千五百八十二號
 第七千五百八十三號
 第七千五百八十四號
 第七千五百八十五號
 第七千五百八十六號
 第七千五百八十七號
 第七千五百八十八號
 第七千五百八十九號
 第七千五百九十號
 第七千五百九十一號
 第七千五百九十二號
 第七千五百九十三號
 第七千五百九十四號
 第七千五百九十五號
 第七千五百九十六號
 第七千五百九十七號
 第七千五百九十八號
 第七千五百九十九號
 第七千六百號

然レ且本訴ノ裁
 判ハ延期ス
 一ノニノ
 關ス
 ル片ハ其他ノ
 主点ノ裁判ニ
 着キスルコトヲ
 得
 要旨
 第四百二十七條
 第四百二十八條
 第四百二十九條
 第四百三十條
 第四百三十一條
 第四百三十二條
 第四百三十三條
 第四百三十四條
 第四百三十五條
 第四百三十六條
 第四百三十七條
 第四百三十八條
 第四百三十九條
 第四百四十條
 第四百四十一條
 第四百四十二條
 第四百四十三條
 第四百四十四條
 第四百四十五條
 第四百四十六條
 第四百四十七條
 第四百四十八條
 第四百四十九條
 第四百五十條
 第四百五十一條
 第四百五十二條
 第四百五十三條
 第四百五十四條
 第四百五十五條
 第四百五十六條
 第四百五十七條
 第四百五十八條
 第四百五十九條
 第四百六十號
 第四百六十一號
 第四百六十二號
 第四百六十三號
 第四百六十四號
 第四百六十五號
 第四百六十六號
 第四百六十七號
 第四百六十八號
 第四百六十九號
 第四百七十號
 第四百七十一號
 第四百七十二號
 第四百七十三號
 第四百七十四號
 第四百七十五號
 第四百七十六號
 第四百七十七號
 第四百七十八號
 第四百七十九號
 第四百八十號
 第四百八十一號
 第四百八十二號
 第四百八十三號
 第四百八十四號
 第四百八十五號
 第四百八十六號
 第四百八十七號
 第四百八十八號
 第四百八十九號
 第四百九十號
 第四百九十一號
 第四百九十二號
 第四百九十三號
 第四百九十四號
 第四百九十五號
 第四百九十六號
 第四百九十七號
 第四百九十八號
 第四百九十九號
 第五百號

第二千五百一 高事裁判所ニ於テ提出セラシ
タル證據物カ偽造ノ申立ヲ受ケタル
ニシテハ裁判官ニ訴訟ヲ裁スルコト
トモ差シ此證據物ナクシテ訴訟ヲ裁
スルモ要トセズ此ハ他ノ法律ノ精神
ニ於テ全合致スルコト
中ニ一トキハ若シ證據物カ單ニ請求
ノ主點ノ裁判
ニ着手スルコトヲ得ルハ自餘ノ主點
ノ裁判カ
偽造ノ申立ヲ受ケタル證據物ヲ得
ルニシテ且裁判官カ
情ヲ志知シテ宣告ヲナスコトヲ得
ルニシテ且
件ノ移送ヲナスハ徒ラニ延滞ト費用
トヲ來夕
スニ止マリ毫モ益ナシトス

第四百二十八條 何レノ場合ニ於テモ裁判所
ハ其職權ヲ以テモ訟廷又ハ會議室ニ於テ對
手人自身ノ申立ヲ聽クヘキ旨ヲ命ズルコト
ヲ得又若シ對手人正當ノ支障アリタルトキ
ハ其申立ヲ聽カシムルカ爲メ裁判官中二名
若シハ然カレバニラズ治安裁判官ニ委任ヲ
ナスコトヲ得是等ノ裁判官ハ對手人ノ陳述
ノ誦書ヲ作ル一ニ

要旨

第二千五百二 對手人等自身ノ出頭ノ利益。

出頭拒否ノ効果

第二千五百三 正當ナル支障ノ認定
第二千五百四 自身ノ出頭ヲ命ズル所ノ裁判